

平成 15 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 15 年 9 月 29 日(月)に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 15 年 9 月 29 日(月) 13:30 ~ 15:30
2. 場 所 兵庫県不動産会館(神戸市中央区)
3. 議事要旨

1号議案:豊岡都市計画道路の変更(3.5.2号豊岡駅立野線の変更)

【議案の説明】

豊岡駅立野線は、昭和 28 年に豊岡駅百合地線として都市計画決定され、その後、昭和 51 年に幅員や終点の変更を行うなどの経緯を経て、現在に至っている。

本路線の J R 豊岡駅前から都市計画道路大開一日市線間(約 110m)の南側部分においては、市街地再開発事業とあわせた整備が検討されてきたが、具体化されなかったため未整備の状況である。このような状況の中、豊岡市では、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえて、市街地再開発事業による整備を見直し、既存ストックを活用した社会基盤整備を行うとともに、市街地の活性化に向け市民と一体となってまちづくりを進めていくこととした。

これに伴い、今後の沿道のまちづくりの方向を踏まえるとともに北側の公共空間を活用することとして、都市計画道路区域を現況の道路区域と整合した区域に変更するものである。

〔概要〕

3.5.2号豊岡駅立野線 幅員 15m(2車線) 延長約 1,250m
(一部幅員および一部区域の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

-
- 第 2 号議案:豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 3 号議案:城崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 4 号議案:香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 5 号議案:日高都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 6 号議案:出石都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 7 号議案:浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 8 号議案:八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第 9 号議案:和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 第 2 ~ 9 号議案は関連案件のため一括説明

【議案の説明】

但馬地域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

基本的事項

但馬地域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下都市計画区域マスタープランという）は、地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った豊岡都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

個々の都市計画区域を但馬地域全体で捉える必要があること、また、都市計画区域が互いに連続しており、内容によっては関連していることから、ここでは、但馬地域における広域都市計画方針と8区域の都市計画区域マスタープランを一体的に整理し、記述している。

特に断りのない項目は「広域都市計画方針」に関する記述であり、【豊岡】、【城崎】等と示した部分は、その区域の都市計画区域マスタープランのみに関する記述である。

1．基本的役割

但馬地域では、平成7年に、自然と人を活用し、交流と共生の輪を広げ、自然と調和した都市の魅力と社会的基盤とを持った新しいタイプの理想的なふるさと＝あしたのふるさとづくりを目指す「但馬地方拠点都市地域基本計画」が策定され、拠点地区整備を始めとする地域づくりが行われているところである。また、平成13年には、21世紀兵庫長期ビジョンの但馬地域編として「但馬地域ビジョン ～活力・交流・循環・協働～ コウノトリ翔る郷めざして」を策定した。

さらに、地域ビジョンの実現を図るため、平成14年3月には「参画と協働」のもとに、県民と行政が主体的に取り組むべき目標や具体的な行動・事業を、但馬地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

都市計画区域マスタープランは、以上の地域づくりに関する総合的な計画を踏まえながら、地域ビジョンの実現をはかるため、その分野別計画のひとつとして、本区域における都市計画に関する基本的な方向性ととも、主要な都市計画の決定方針を具体的に示すものである。

2．策定区域

対象区域は、豊岡都市計画区域、城崎都市計画区域、香住都市計画区域、日高都市計画区域、出石都市計画区域、浜坂都市計画区域、八鹿都市計画区域、及び和田山都市計画区域の8区域である。

なお、広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要から但馬地域の全ての市町を本都市計画区域のマスタープランの策定関連区域として位置づけ策定する。

策定関連区域は但馬地域、すなわち豊岡市及び城崎郡4町（城崎町、竹野町、香住町、日高町）、出石郡2町（出石町、但東町）、美方郡4町（村岡町、浜坂町、美方町、温泉町）、養父郡4町（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）、朝来郡4町（生野町、和田山町、

山東町、朝来町)の1市18町である。

地域	都市計画区域	構成市町名	都市計画区域		
			区域	人口(人) [H12]	
豊岡市	豊岡都市計画区域	豊岡市	行政区域の全域	47,300	
城崎郡	城崎都市計画区域	城崎町	行政区域の一部	7,400	
		竹野町	行政区域の一部		
	香住都市計画区域	香住町	行政区域の一部	11,900	
	日高都市計画区域	日高町	行政区域の一部	18,100	
出石郡	出石都市計画区域	出石町	行政区域の一部	11,000	
		但東町			
美方郡		村岡町			
		浜坂都市計画区域	浜坂町	行政区域の全部	11,200
			美方町		
			温泉町		
養父郡	八鹿都市計画区域	八鹿町	行政区域の全部	12,000	
		養父町			
		大屋町			
		関宮町			
朝来郡		生野町			
		和田山都市計画区域	和田山町	行政区域の一部	14,300
			山東町		
			朝来町		

3. 目標年次等

平成12年(2000年)を基準として、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成22年(2010年)とした今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとす

課題と目標

1. 背景と経緯

自然的成り立ち

但馬地域は自然が豊富な地域であり、山陰海岸国立公園などの自然公園が指定されている。全体的に山地が多く、兵庫県最高峰の氷ノ山(1,510m)を始め、1,000m級の山々が連なっており、その間の平地に集落や市街地が形成されている。県下で唯一火山帯地域であり、玄武洞や神鍋山火口等火山活動による溶岩が噴出した痕跡等が残るとともに、城崎や湯村などで温泉が湧出している。河川は、円山川や竹野川、矢田川、岸田川等が日本海に注いでおり、市川が瀬戸内海方面に流れている。

自然状況を見ると、地域全体の82.5%が森林であり、豊かな自然が多く残されている。森林の大部分はアカマツやコナラ等の二次林とスギ、ヒノキ等の造林であるが、氷ノ山等の山頂部にブナ林が見られるなど一部では原生林も残されている。天然記念物であるオオサンショウウオやイヌワシ等も生息しているほか、人と生き物が共生できる環境づ

くりの象徴としてコウノトリの野生復帰への取り組みが行われており、但馬地域が自然環境に恵まれていることを示している。

【豊岡】

本区域の70%は森林である。東、西、南の三方は山地で囲まれており、中央には円山川が南から北方向に流れている。その周囲には、豊岡盆地が広がっている。

北部の日本海岸一帯は、リアス式海岸が形成されている。

【城崎】

本区域は、山地と河川による変化に富んだ地形を成している。竹野町の海岸部は風光明媚なリアス式海岸となっており、山陰海岸国立公園に指定されている。河川は、城崎町の中央部を但馬地域随一の河川である円山川が、町中央部を北へ貫流している。また、竹野町の町域は、町内を流れる竹野川の流域と一致しており、全国的にも珍しい一町一川となっている。自然状況は全域の約88%が山林であり、人工林のほかナラ、クヌギ等の落葉広葉樹も多い。城崎町では温泉が湧出し、また、町の南側には来日岳が位置し、観光資源として活用されている。

【香住】

本区域は兵庫県最北端の但馬海岸に位置し、区域の大半を山林が占めている。氷ノ山に源を發する矢田川が鉢伏支脈と妙見支脈の間を北流して香住町中央部をとおり日本海に注いでいる。その東には、三川山を源とする佐津川が、またその西には九斗山を發端とする長谷川が日本海に流れ込んでいる。海岸部は入り組んだ隆起海岸で、香住海岸をはじめとして海岸線一帯は山陰海岸国立公園の指定を受けている。香住漁港、柴山漁港など幾つかの漁港があり、漁村集落を核として市街地が形成されている。

【日高】

本区域を含む日高町の4分の3は山林が占めており、周囲は、蘇武岳、三川山、大岡山などの山々に囲まれている。区域の東部には円山川が流れており、流域には国府平野が広がっている。

気候は、1年を通じて寒暖の差が比較的大きく、日本海型気候に属しており、冬季には山岳部を中心に積雪が見られ、神鍋山を中心に良好なスキー場を形成している。

【出石】

本区域を含む出石町の78%は山林が占めており、周囲を山々に囲まれているが地勢は比較的なだらかである。中央部には円山川支流の出石川が流れており、流域に出石盆地が広がっている。

また、気候は日本海型気候に属しており、特に冬季は雨や雪を多くもたらす。

【浜坂】

本区域の大半は山林が占めており、鳥取県の扇山、久斗山を源とする結川、大栃川、岸田川（久斗川）がおのおの日本海に注いでいる。

全町の海岸部が山陰海岸国立公園に指定されており、風光明媚な自然景観が見られる。

【八鹿】

本区域は、但馬地域のほぼ中央部に位置し、東西にやや細長い形状をなしている。区域西端の妙見山をはじめとする山地が広がり、区域中央東よりを南から日本海に向けて円山川が流れる。また、その支川である八木川と小佐川が西から円山川に流れ込

み、円山川との合流点付近を中心に、川沿いに平坦地が広がっている。山と水、緑に恵まれた自然が豊富な区域である。

【和田山】

本区域は、400～800m の山岳よりなる山地部が大部分を占め、円山川及びその支川がその谷合に流れており、豊かな山林や農地等の自然環境を有している。

歴史的成り立ち

古代の但馬は大陸や朝鮮半島との関係が深く、日本の文化・経済の玄関口であったといわれている。奈良時代には但馬国となり、その中心地が現在の日高町に置かれ、江戸時代には出石、豊岡、村岡に藩が、生野銀山には代官所が置かれた。竹野、香住などでは西回り北前船の寄港地として栄えた。

明治4年の廃藩置県で、豊岡県が成立したが、明治9年に兵庫県に編入。その後、郡制施行、合併編入を経て、昭和25年豊岡市、昭和29年から32年にかけて4郡18町（生野町も含む）が発足。さらにその後、境界線の変更や名称変更を経て、現在に至っている。

【豊岡】

本区域を含む豊岡市は、明治22年に豊岡町として発足。その後、周辺村の合併等を経て昭和25年に豊岡市となり、さらに合併を経て現在に至る。

都市計画区域については、昭和25年に豊岡都市計画区域が指定され、数回の見直しを経て現在に至る。

【城崎】

本区域を含む城崎町は昭和30年に発足し合併等を経て現在に至る。竹野町は合併等を経て昭和32年に町政を施行し現在に至る。

都市計画区域については、昭和13年に城崎都市計画区域が指定され、現在に至る。

【香住】

本区域を含む香住町は、大正14年に発足し、昭和30年の周辺村合併を経て現在に至る。

また、都市計画区域については、昭和25年に香住都市計画区域が指定され、現在に至る。

【日高】

古くから平野部では稲作が行われ、奈良、平安時代には、但馬国の役所である国分寺等が置かれ、但馬の中心地として栄えた。

本区域を含む日高町は、昭和30年に6町村が合併し、現在に至る。都市計画区域については、昭和28年に日高都市計画区域が指定され、現在に至る。

【出石】

本区域を含む出石町は、古事記、日本書紀にも名を現す歴史の古い町で、江戸時代には5万8千石の城下町として栄えた。明治になり廃藩置県等により兵庫県に編入され、その後合併を経て、昭和32年に発足し、現在に至る。

また、都市計画区域については、昭和11年に発足し、平成7年に大幅に区域拡大を行い、現在に至る。

【浜坂】

本区域を含む浜坂町は、明治初期には 28 ヲ村であったものが、浜坂町、大庭村、西浜村と合併した後、昭和 29 年に 3 ヲ町村が合併し、町政を施行し現在に至る。

都市計画区域については、昭和 25 年に浜坂都市計画区域が指定され、現在に至る。

【八鹿】

本区域を含む八鹿町は、昭和 30 年に発足し、現在に至る。

都市計画区域については、昭和 31 年に八鹿都市計画区域が指定され、現在に至る。

【和田山】

本区域を含む和田山町は、昭和 5 年に発足。その後、数度合併を経て現在に至る。

都市計画区域については、昭和 58 年に和田山都市計画区域が指定され、現在に至る。

人口の動向

但馬地域の人口は平成 12 年の国勢調査によると、200,803 人であり、県全体 5,550,574 人の約 3.6%を占めている。

地域全体での人口の推移を見ると、戦後、昭和 22 年の 265,876 人をピークとして一貫して減少傾向が続いているが、町別に見ると平成 7 年から 12 年にかけて出石町と和田山町の 2 町で増加となっている。

また、世帯数は平成 7 年から 12 年にかけて、但馬地域全体では増加している。

但馬地域の人口と世帯数の伸び率

構成市町名	人口（人）			世帯数（世帯）		
	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)
豊岡市	47,742	47,308	0.99	15,011	15,472	1.03
城崎町	4,592	4,345	0.95	1,564	1,573	1.01
竹野町	5,880	5,751	0.98	1,616	1,625	1.01
香住町	14,502	13,998	0.97	3,855	3,935	1.02
日高町	18,666	18,410	0.99	5,141	5,391	1.05
出石町	10,917	11,207	1.03	3,052	3,335	1.09
但東町	6,062	5,731	0.95	1,713	1,690	0.99
村岡町	7,070	6,633	0.94	2,097	2,025	0.97
浜坂町	11,827	11,222	0.95	3,313	3,387	1.02
美方町	2,726	2,640	0.97	858	831	0.97
温泉町	7,802	7,379	0.95	2,204	2,172	0.99
八鹿町	12,562	12,011	0.96	3,681	3,693	1.00
養父町	8,913	8,728	0.98	2,610	2,645	1.01
大屋町	4,962	4,785	0.96	1,573	1,542	0.98
関宮町	4,853	4,586	0.94	1,370	1,395	1.02
生野町	5,582	5,077	0.91	1,898	1,814	0.96
和田山町	16,764	17,051	1.02	4,983	5,550	1.11
山東町	6,551	6,392	0.98	1,990	2,037	1.02
朝来町	7,869	7,549	0.96	2,459	2,265	0.92
合計	205,842	200,803	0.98	60,988	62,377	1.02

【豊岡】

豊岡市の人口は平成 12 年の国勢調査によると 47,308 人であり、平成 7 年の 47,742 人と比較して減少している。

【城崎】

本区域を含む城崎町、竹野町の人口は平成 12 年の国勢調査によるとそれぞれ 4,345 人、5,751 人であり、平成 7 年の 4,592 人、5,880 人と比較して両町とも減少している。

【香住】

本区域を含む香住町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 13,998 人であり、平成 7 年の 14,502 人と比較して減少している。

【日高】

本区域を含む日高町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 18,410 人であり、平成 7 年の 18,666 人と比較して減少している。

【出石】

本区域を含む出石町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 11,207 人であり、平成 7 年の 10,917 人と比較して増加している。

【浜坂】

浜坂町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 11,222 人であり、平成 7 年の 11,827 人と比較して減少している。

【八鹿】

八鹿町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 12,011 人であり、平成 7 年の 12,562 人と比較して減少している。

【和田山】

本区域を含む和田山町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 17,051 人であり、平成 7 年の 16,764 人と比較して増加している。

産業の動向

平成 12 年の但馬地域での就業構造は、第 1 次産業が 9.4%を占めており、県全体の 2.5%と比較して高いことが特徴である。平成 7 年と比較すると、第 1 次産業の割合は 12.3%から 9.4%、第 2 次産業の割合が 35.4%から 33.5%と減少傾向にある一方で、第 3 次産業が 52.4%から 57.1%とその比率を高めており、サービス業を中心とした都市型の就業構造の傾向が見られる。

農業は、平成 7 年から平成 12 年にかけて専業農家、兼業農家はあわせて 18,220 戸から 16,704 戸へ 1,516 戸 (8.3%) 減少しており、全体の経営耕地面積も 10,146ha から 9,355ha へ 791ha (7.8%) 減少している。

商工業については、平成 7 年から 12 年にかけて製造品出荷額が 7.2%減少しており、平成 6 年から 11 年にかけて年間商品販売額も 8.2%減少している。

【豊岡】

豊岡市の平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 5.5%、第 2 次産業 31.4%、第 3 次産業 63.1%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額も減少している。

【城崎】

本区域を含む城崎町及び竹野町の平成 12 年の就業構造は、城崎町が第 1 次産業 3.8%、第 2 次産業 14.2%、第 3 次産業 82.0%、竹野町が第 1 次産業 9.2%、第 2 次産業 33.0%、第 3 次産業 57.8%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次産業の割合

が減少、第3次産業の割合が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて両町とも、農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、城崎町では平成7年から平成12年にかけて製造品出荷額等は減少し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額も減少している。竹野町では平成7年から平成12年にかけて製造品出荷額等は増加し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額は減少している。

【香住】

本区域を含む香住町の平成12年の就業構造は、第1次産業11.4%、第2次産業34.4%、第3次産業54.3%であり、平成7年と比較すると、第1次産業が減り、第2次、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額も減少している。

【日高】

本区域を含む日高町の平成12年の就業構造は、第1次産業11.5%、第2次産業33.2%、第3次産業55.2%であり、平成7年と比較すると、第1次、第2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額も減少している。

【出石】

本区域を含む出石町の平成12年の就業構造は、第1次産業6.9%、第2次産業40.3%、第3次産業52.8%であり、平成7年と比較すると、第1次、第2次産業が減り、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて製造品出荷額等は増加し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額も増加している。

【浜坂】

浜坂町の平成12年の就業構造は、第1次産業10.0%、第2次産業37.3%、第3次産業52.7%であり、平成7年と比較すると、第1次産業が減り、第2次、第3次産業が増加している。

農業については、平成7年から12年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成7年から平成12年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成6年から平成11年にかけて年間商品販売額も減少している。

【八鹿】

八鹿町の平成12年の就業構造は、第1次産業6.1%、第2次産業31.8%、第3次

産業 62.1%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて専業農家は増加、兼業農家は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額も減少している。

【和田山】

本区域を含む和田山町の平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 6.5%、第 2 次産業 34.5%、第 3 次産業 59.0%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次産業が減り、第 3 次産業が増加している。

農業については、平成 7 年から 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品等出荷額は減少し、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

都市整備

但馬地域は、地形条件の厳しさなどから交通体系や市街地整備などの基盤整備が遅れていたが、平成 6 年にコウノトリ但馬空港が開港したほか、平成 12 年には兵庫県の「高速道六基幹軸」の播磨但馬軸を構成する播但連絡道路が和田山まで開通するなど、交通基盤整備が進められてきた。さらに、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道、一般国道 9 号、312 号、426 号及び 482 号等の整備が進められる等、道路ネットワークの拡充が進められている。

さらに、市街地再開発事業や土地区画整理事業等による JR 豊岡駅、江原駅、和田山駅周辺の整備等により、交通結節点の機能を活かした市街地の整備が進められている。

鉄道は、JR 山陰本線、播但線、北近畿タンゴ鉄道宮津線の 3 路線があり、山陰本線の城崎以南は昭和 61 年に電化されているが、いずれも単線である。

生活排水については、地域の状況に応じて公共下水道や農業集落排水、漁業集落排水などが整備されており、生活排水処理率 74.8%となっている。

都市公園の整備状況については、29 箇所、83ha が整備され、一人当たりの都市公園の面積は 6.1 m²/人である。

また、但馬地域は狭隘な道路が多く、1 戸建及び長屋住宅の約 58%が、接道不良住宅（未接道あるいは 4 m 未満道路に接道する敷地）であるなど、既成市街地の住宅地を中心として、細街路が前面道路となっている。

【豊岡】

大正前期の好況期に当時の豊岡町の発展に向け「大豊岡建設」と呼ばれる都市改造計画が策定された。主に耕地整理による都市整備を進めるものである。事業実施中の大正 14 年、北但大震災により市街地は大きな被害を受け、「大豊岡建設」を継続する豊岡町復興計画が策定された。昭和 5 年に豊岡町耕地整理事業が完了。83ha の規模があり、豊岡駅から放射状に整備された道路網による都市の骨格が形成された。

また、低盆地の浸水被害対策として大正 9 年から昭和 12 年にかけて円山川の改修が行われた。

昭和 43 年には 660ha の用途地域が決定された。その後、市街地の拡大や土地利用の純化を促進するため、その後いく度かの見直しを図り、平成 7 年 9 月に 9 用途地域の面積 992ha を決定し現在に至っている。

現在、地方中核都市にふさわしいまちとして機能向上を図るため、土地区画整理事業や道路、公園、下水道事業を計画的に進めている。

【城崎】

城崎町は大正 14 年の北但大震災で大きな被害を受け、温泉復興等を柱とする復興計画に基づき、区画整理による道路の整備、大谷川の直線化や川幅の拡幅等が図られた。また、城崎町では、昭和 51 年から公共下水道事業を実施している。昭和 61 年には山陰本線の城崎以南の電化が完成した。

【香住】

明治 45 年に高さが日本一で有名な余部鉄橋が完成し、山陰本線が全通した。

J R 山陰本線とともに、区域を東西に貫く国道 178 号が地域の交通の動脈となっている。また、地域高規格道路である鳥取豊岡宮津自動車道（香住・余部道路）が事業中であり、広域連携を図る道路として期待されている。

昭和 35 年、香住駅を中心とした香住土地区画整理事業が完了した。現在山手土地区画整理事業が事業中である。

【日高】

都市計画道路 9 路線総延長 11,140m のうち、5,590m が整備済み、1,060m が既成済となっている。都市公園 3 か所 14.6ha が整備供用中である。下水道については、公共下水道 4 処理区、農業集落排水が 5 処理区で供用し、生活排水処理率 50.3%である。

【出石】

昭和 4 年に出石～江原（日高町）を結ぶ軽便鉄道が開通したが、戦時中に営業停止し、復活はならなかった。

市街地整備の面では、城下町の歴史的な市街地の北部に隣接する地区で土地区画整理事業による新たな市街地形成が行われており、それに合わせて都市計画道路の一部が整備されている。

また、下水道については、中心市街地及びその周辺で特定環境保全公共下水道の整備が進められている。

【浜坂】

明治 44 年に浜坂駅が開設。昭和 23 年、34 年には、漁港移転改修が行われた。昭和 37 年に国道 178 号が整備され、その後、県道竹田・指杭線、芦屋線などの整備が行われた。昭和 25 年と 27 年に 7 つの都市計画道路を都市計画決定し、現在までに 30%の整備を行った。平成 6 年に浜坂白馬公園を設置し、管理している。生活排水は、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水などが整備されており、整備率は 57.0%となっている。

【八鹿】

明治 42 年、山陰本線八鹿～城崎間が開通した。昭和 24 年、円山川の宿南堤防が完成した。昭和 42 年、国道 9 号改修工事が終了した。平成 11 年に但馬長寿の郷、平成 12 年に国道 9 号八鹿バイパスがおおむね完成した（南但馬トンネルは平成 5 年完成）。平成 12 年度末には下水道整備率が 99%に達した。また、県道宮垣八木線琴引

トンネルを整備している。

【和田山】

明治 39 年播但鉄道の和田山駅が開設、同 44 年に後に山陰本線となる福和線が開通した。また、昭和 39 年国道 9 号和田山トンネルが開通し、昭和 47 年国道 9 号バイパス（桑原～平野）が開通した。平成 12 年には、和田山駅北土地区画整理事業が完成した。

2. 都市計画の課題

自然環境の保全とまちづくりとの調和

但馬地域は、地域の 82.5%が森林であり、自然環境に恵まれた地域である。このため、各区域においては、この貴重な自然環境の保全とともに、コウノトリの野生復帰を象徴とする人と生き物が共生できる環境づくりに取り組むなど自然環境と共生する都市づくりを進めていくことが必要である。さらに、温泉やスキー場など個性豊かな地域資源も充実しており、地域の活性化に向け、自然環境と観光やレクリエーション等の調和を図ることも必要である。

少子・高齢社会の到来と人口減少への対応

但馬地域は、今後、少子高齢化の進行や若者などの人口の流出（社会減）により一部の町を除き、人口減少が進み、地域コミュニティの維持が困難となることが予想される。

このため、高齢社会にも対応した都市施設整備の推進が求められるとともに、既成市街地における細街路整備等の住環境整備による生活利便性の向上等が求められる。また、地場産業をベースとした新たな産業の創出とともに、自然的環境と調和したゆとりある住宅地の形成などを図り、若者などの定住とUJターンを促進するまちづくりを総合的に進めていくことが必要である。

都市整備による地域の魅力の創出

但馬地域は、都市基盤等の整備の遅れを一因として、産業の停滞や賑わいの不足、過疎化が進行しており、若年層の都市への流出が続き、地域の活力が低下しつつある。

このため、各市町の中心市街地における産業、居住、アミューズメントなど都市機能の整備や、コウノトリ但馬空港のポテンシャルの向上などにより、地域の魅力を高める拠点の形成とその波及効果を活かし、地域全体の活性化を図っていくことが必要である。

地域間の連携強化及び安全快適な交通環境の形成を図る道路網の整備、充実

但馬地域においては、平成 6 年にコウノトリ但馬空港が開港、平成 12 年に播但連絡道路が開通するとともに、北近畿豊岡自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道の整備が進められるなど交通基盤も整いつつあり、これらを活かした他地域との交流、連携の拡大・強化が求められている。

このことから、地域資源を活かした多様な地域間交流・連携を支援するため、広域交通基盤の整備と共に、これに繋がるきめ細かな道路網の整備、充実が必要である。

一方、市街地においては、環境保護の観点から自転車の利用促進が求められる。また、高齢社会に対応した歩道の整備や公共空間のバリアフリー化等が求められており、これ

らに対応した施設整備も必要である。

3. 都市計画の目標

都市計画の基本理念

平成13年に21世紀兵庫長期ビジョンで但馬地域の将来像を描いた「但馬地域ビジョン」が策定された。これは「～活力・交流・循環・協働～コウノトリ翔る郷」をめざすべき方向として、あたたかさや人と人とのこころのふれあいを感じることできる「郷＝ふるさと」という言葉を大切に、皆で「活力を高め、交流を上げ、循環を促し、協働を進め」ながら、コウノトリのように大空を飛翔するあしたのふるさと・但馬を目指した地域づくりを進めていくというものである。

これらの考え方を踏まえ、次に但馬地域の各区域での都市づくりの基本理念と基本目標を示す。

1) 基本理念

住民が共に励まし、助け合って生きる喜びを分かち合うとともに、他地域からの交流人と共にゆしみあふれる地域社会をめざす。このため、自然や文化、風土を活かした潤いと安らぎに満ちた地域として整備し、地域の力を結集した活力みなぎる但馬を創造する。

なお、都市づくりにあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべく、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

2) 基本目標

) 定住の促進とコミュニティを活かしたまちづくり

少子高齢化、若者の流出等により家族の変容、集落機能の低下が進むなか、これまでのコミュニティが活かされた、だれもが安心して生活することのできる地域を目指す。

このため、各区域においては、行政はもとより、住民や地域社会の連携、協働のもとに、市街地の防災機能を向上させるとともに、自転車歩行者道の整備や歩道の段差解消のほか、人々の生活を支える都市施設等のユニバーサルデザインの導入や若者定住やUJイターンを促す魅力あるまちづくり等により、自助・公助・共助が融合された温かで安心な但馬を創る。

) 地域資源を活かした地域の活性化

地域固有の自然、歴史的資源の活用及び交通・情報通信基盤の整備を背景とした観光地やレクリエーション施設や産業・教育拠点の整備を推進し、さらに都市的な魅力をもった生活利便施設の充実により地区の活性化を図るとともに、地域内における都市機能の連携を目指す。

これにより、各区域においては、これまで蓄積された交通基盤や文化施設などの社会基盤と地域産業等の地域の活力を活用し、それぞれの地域の個性を磨きあげつつも、但馬としてのまとまりのもとに、多様な地域住民のニーズを満たすことのできるたくましい但馬を創る。

) 保全と活用による人と自然環境の共生

豊かな自然のほか、文化、歴史、風土、地域芸能など次世代に引き継ぐべき地域

の資産と調和した個性あふれる地域を目指し、各区域においては、森林や山岳、海岸、河川、田園等の自然的特性や、景観をはじめ地域がはぐくんできた独自の風土や伝統、生活文化の有する価値を再評価し、地域住民の参画と協働によりこれらを「まもり」「つくり」「いかし」「つたえる」、安らぎある但馬を創る。

）地域と地域を結ぶ交流ネットワークの形成

高速道路網や鉄道・空港・港湾の整備などによる交通基盤の充実及び活用により、京阪神や日本海沿岸地域との人、文化、経済等の交流を進め賑わいある地域を目指す。このため、各区域においては、高速道路の開通による波及効果を受けとめるとともに、地域内での連携を図りながら、地域内外の交流ネットワーク形成を促進する。

また、インターチェンジ周辺整備等交通条件の向上による開発ポテンシャルが高まることが予想されるため、開発インパクトを的確に誘導し、周辺の自然環境との調和等に配慮した土地利用を行い、地域の活性化につなげていき、自然と都市的サービス・機能が相互補完され、人の活気、愉しみに満ちた但馬を創る。

人口及び産業等の将来見通し

1) 人口

本都市計画の将来（平成 22 年）における概ねの人口を次のとおり想定する。

都市計画区域	平成 12 年	平成 22 年
豊岡	47.3 千人	概ね 49 千人
城崎	7.4 千人	概ね 7 千人
香住	11.9 千人	概ね 12 千人
日高	18.1 千人	概ね 19 千人
出石	11.0 千人	概ね 11 千人
浜坂	11.2 千人	概ね 11 千人
八鹿	12.0 千人	概ね 12 千人
和田山	14.3 千人	概ね 14 千人

2) 産業

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町における政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられ、就業構造については、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少するのに対し、第 3 次産業は増加し、第 3 次産業へシフトする傾向が考えられる。

都市構造、主要な都市機能の配置方針

都市計画区域マスタープランを広域的な観点から基本的な方向性を示すため、但馬地域の将来の成り立ちを表す。このため、都市機能が集積する「拠点」、それら結びつける「軸」、並びに、森林等の連続した自然的環境である「緑の骨格」の 3 つの要素による都市構造を設定する。

1) 但馬地域における拠点

・中心都市拠点：豊岡市の中心市街地を中心都市拠点と位置づけ、但馬地域全体を対象とした商業・業務、サービスなど都市機能の整備を図る。

- ・都市拠点：豊岡市以外の町の中心市街地を都市拠点と位置づけ、交通ターミナル機能、商業・業務・サービス等機能の充実を図る。

- ・特定都市機能拠点：県立公園等、文化レクリエーション拠点、広域防災拠点、主要駅、空港を特定都市機能拠点と位置づけ、各機能の充実を図る。

2) 但馬地域における軸

- ・広域連携軸：播磨、丹波地域、福知山方面等を結ぶ軸や山陰地方などの日本海沿岸各地を結ぶ軸を広域連携軸と位置づけ、各地域との連携の強化を図る。

- ・地域内連携軸：各市町を結ぶ幹線道路等を地域内連携軸と位置づけ、本地域内における連携と広域連携軸へのアクセス強化を図る。

3) 但馬地域における緑の骨格

- ・緑の骨格軸：地域の骨格をなす森林、河川等を緑の骨格軸と位置づけ、自然景観形成や防災、自然環境保全など、さまざまな役割を果たす自然的環境の保全・創造を図る。

区域区分の有無

但馬地域は、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は類推しがたい。また、当該地域の特性を踏まえた都市計画の目標の実現にあたり、また、独自の条例等による地域の特性を活かしたまちづくりを支援する視点から、それぞれの地域の実情に応じて、よりゆるやかな土地利用誘導を行うことが適当であると考える。

このため、県としては、広域的、包括的な土地利用の誘導、規制手法である区域区分の都市計画を定めない。

基本の方針

1. 土地利用に関する方針

基本方針

但馬地域の山林、河川、海岸などの豊かな自然環境や優良農地などの農村景観を保全・活用するとともに、都市的な機能とも調和を図り、潤いと安らぎに満ちた生活環境の確保と、高速道路の開通による波及効果を的確に受け止める計画的な土地利用の形成を図る。

このため、地域のあるべき姿を実現する手段として、また地区の個性を活かした魅力あるまちづくりを支援する観点などから、利用目的によって建築物などについて必要な制限を課すことにより土地の合理的な利用を誘導すべき区域については、用途地域制度の活用により、土地利用の健全な発展と秩序ある整備を図る。

さらに、用途地域を補完する制度として、地区計画、防火・準防火地域及び特別用途地区等の活用により地区の特性に応じたきめ細かな規制誘導を図る。

主要用途の配置、整備の方針

1) 商業・業務地

豊岡市や八鹿町、和田山町の既成市街地や各町の鉄道駅周辺等の中心市街地において、地域の景観と調和したにぎわいある商店街の形成や新規商業施設の配置など、商業核としての活性化を図る。

2) 工業地

豊岡中核工業団地や三方東部工業団地などの工業団地においては、高速道路の整備等による地域ポテンシャルの向上を生かしながら、基盤整備等により産業の適切な配置を図る。また、豊岡のかばんや出石の焼物など既存の地場産業の立地条件の充実を図るとともに、住工が混在している地区においては、公害防止対策の推進など周辺との環境に配慮しつつ、地区の特性に応じて、土地利用の純化や住工共存を生かした土地利用を図る。

3) 流通業務地

北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道及び播但連絡道路のインターチェンジ周辺において、その有利な立地条件を生かしつつ京阪神都市圏、播磨地域、鳥取方面、丹後地域、丹波地域等を対象とした流通業務地の配置を図る。

4) 住宅地

工業団地の立地や世帯分離等による人口増加の受け皿となる周辺環境との調和に配慮した新たな住宅地の配置を図る。

既成市街地や農山漁村集落等においても、防災面やコミュニティ維持の観点から豊かな自然環境との調和やバリアフリーに配慮した住宅地の配置を図る。

【豊岡】

1) 商業・業務地

豊岡市の中心市街地において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

2) 工業地

豊岡中核工業団地及び既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。

3) 流通業務地

北近畿豊岡自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、京阪神都市圏、播磨地域、鳥取方面、丹後地域、丹波地域等を対象とした流通施設の配置を図る。

4) 住宅地

駅西地区、八条地区などの土地区画整理事業区域において、健全で良好な住宅地の配置を図る。

【城崎】

1) 商業・業務地

城崎町中心部において、温泉を観光資源として活用しながら、商店街、旅館街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。また、JR竹野駅前において、町の玄関口としてまちの顔に相応しい活気のあるにぎやかな空間となる商業機能等の配置を図る。

2) 住宅地

既存の市街地や集落については、居住を中心とする地域と位置づけ、居住環境の保全向上を図る。さらに、城崎町の円山川東部地域等において宅地開発を行い住宅地の形成を図るとともに、竹野町轟地区において低層住宅を中心とした良好な住宅地の配置等を図るなど、若年層をはじめとする定住に資する住宅地の整備を図る。

【香住】

1) 商業・業務地

J R 香住駅周辺の中心市街地において、駅前の再整備及び香住海岸ルネッサンス計画による海岸部への物産販売等の集客機能の配置とあわせ、商店街のストックの活用と更新を促進し、商業・業務機能の充実を図る。

2) 工業地

鳥取豊岡宮津自動車道佐津インターチェンジ周辺において、産業基盤等の立地環境の整備を進め、工業機能の配置を図る。

3) 住宅地

既存の市街地や集落については、居住を中心とする地域と位置づけ、居住環境の保全向上を図る。さらに、最も規模の大きい市街地である香住地区において山手地区土地区画整理事業による新たな住宅地の配置を図るとともに、奥佐津地区においてもインターチェンジによる交通利便性を活かした新たな住宅地を配置するなど、若年層の定住に資する住宅地の整備を図る。

【日高】

1) 商業・業務地

J R 江原駅周辺を日高町の中心市街地と位置づけ、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

2) 工業地

三方東部工業団地において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。また、国道 312 号バイパスの整備により交通条件の改善が進む既存工場集積地区はその維持管理に努める。

3) 住宅地

J R 江原駅及び J R 国府駅周辺の既存住宅地においては、居住環境の保全・改善を推進する。

【出石】

1) 商業・業務地

出石町の中心市街地において、城下町の歴史的な町並みとの調和を図りながら、既存商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

幹線道路沿道においても、地域の景観との調和に配慮しつつ、沿道型商業施設の立地誘導を図る。

2) 工業地

比較的規模の大きな工場の立地する地区について、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。

3) 住宅地

既存の市街地や集落については、居住を中心とする地域と位置づけ、居住環境の保全向上を図る。また、中心市街地北部の土地区画整理事業地区や室見台地区などの魅力ある定住環境の維持・形成を図るとともに、自然環境等との調和に配慮しながら低層住宅を中心とする新たな住宅地を配置する。

さらに、都市景観形成地区においては、歴史的まちなみや伝統的な建物を保存するため、関連する都市計画と整合を図りつつ、伝統的建造物群保存地区の指定を図る。

【浜坂】

1) 商業・業務地

中心市街地において、商業空間の再編成を誘導し、町の中心商業地としてにぎわいのある商店街を形成し、商業・業務機能の充実を図る。

2) 工業地

鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジ周辺及び既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業団地の形成を図る。

3) 流通業務地

鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、京阪神都市圏、播磨地域、鳥取方面、丹後地域、丹波地域等を対象とした流通施設の配置を図る。

4) 住宅地

味原地区、川井地区、浜岡地区周辺部を新規住宅地として位置づけ、宅地化を誘導し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【八鹿】

1) 商業・業務地

中心市街地において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

また、JR八鹿駅周辺においてはターミナル機能を活かした地域間交流の拠点となる商業・業務機能の配置を図る。

2) 工業地

工場適地の指定を受けている伊佐・浅間地区及び八木・三宅地区における産業立地の誘導を図る。

3) 流通業務地

北近畿豊岡自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、道の駅、温泉等施設と調和のとれた流通業務地の計画的な配置を図る。

4) 住宅地

既成市街地周辺を新たな住宅地として位置づけ、その整備を推進し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

【和田山】

1) 商業・業務地

JR和田山駅周辺の中心市街地において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

国道9号、312号の結節点周辺においても、モータリゼーションに対応した広域商業拠点としての充実を図る。

2) 工業地

和田山工業団地において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業団地の形成を図る。

3) 流通業務地

国道9号、312号の結節点周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、流通施設の配置を図る。

4) 住宅地

秋葉台住宅団地、弥生が丘住宅団地を低層住宅地として位置づけ、宅地化を誘導し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。また、和田山中学校及び和田山高校周辺は良好な住環境を保全する中低層住宅団地とする。

また、既成市街地についても住宅地として位置づけ、その整備を推進し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

2. 自然的環境に関する方針

基本方針

但馬地域は多彩な自然が豊富であり、これらを活かした海岸部の山陰海岸国立公園指定やコウノトリの野生復帰への取り組み行われるなど自然環境の保全、復元に積極的に取り組んでいる。今後も、これらの取り組みを継続しつつ、豊かな自然環境の積極的な活用に取り組み、地域住民の憩いの場を提供するほか、県民交流の場づくりを進めるため、レクリエーション等での活用を図る。

主要な緑地の配置、整備の方針

1) 環境保全系統

播但山地等におけるブナ林などの貴重種を含む自然林やアカマツ、コナラなどの二次林等から構成される良好な自然環境であるとともに、野生生物の生息地でもある山地の森林を但馬地域の緑の骨格と位置づけ保全を図る。

2) 景観形成系統

播但山地など緑深い山間部の森林や、奇岩絶壁の連なるリアス式海岸、ゆったりとした円山川の流れや豊かな農地等から構成される緑の景観を基本とし、その保全、整備を図る。

【豊岡】

本区域では、野生動植物の生息空間を保全・創造するとともに、水源涵養など多面的な機能を持つ森林・里山・農地・水辺等の保全や水循環の再形成等に努める。

人が自然にふれあう機会の場を充実するとともに、環境にやさしい農業（有機・減農薬栽培等）を推進する。

【城崎】

山陰海岸国立公園や氷ノ山後山那岐山国定公園等に指定される森林及び円山川、竹野川の河川沿いの自然的空間を本区域の緑の骨格及び本区域の代表的な自然景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

【香住】

本区域の代表的な景観要素である山陰海岸国立公園や、南部に広がる山々、矢田川や佐津川沿い水辺等を緑の骨格及び本区域の代表的な自然景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

【日高】

氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園に指定されている西部山岳部及び保安林については、自然環境保護及び自然景観の保全の視点から自然公園法及び兵庫県立自然公園条例等に基づき保全、保護に努める。

県条例による風景形成地域の指定を受けている円山川やその流域周辺の田園風景についても積極的な保全に努める。

【出石】

出石盆地を取り巻く山地の森林及び出石川を本区域の緑の骨格及び景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

【浜坂】

区域の大半を占める山地の森林及び国立公園に指定されている山陰海岸を本区域の緑の骨格及び本区域を代表する自然景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。

【八鹿】

妙見山一帯の自然公園区域をはじめ区域の大半を占める山地の森林、円山川や八木川の水辺環境などの豊かな自然環境を緑の骨格及び自然景観形成要素として位置づけ、整備を図る。

【和田山】

朝来群山及び出石系井の県立自然公園など区域の大半を占める山地の森林や豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び代表的な景観要素として位置づけ、保全、整備を図る。また、良好な景観を形成する市街地、集落地の背後の自然緑地の保全に努める。

3. 都市交通に関する方針

基本方針

但馬地域は内陸部から日本海側に位置し、大阪・神戸といった大都市圏等から離れていることから、広域連携を図るための骨格的な連携軸が重要な役割を持つ。

このため、高速道六基幹軸として位置づけられる日本海沿岸軸、日本海太平洋軸を構成している高速道路の整備推進を図るほか、既存の国道等の幹線道路についても強化・充実を図る。

そのほか、市街地と農山漁村集落を結ぶなど地域内をネットワークする県道、市町道等においても地域住民の移動等のための重要な交通軸として位置づけ、路線の強化、充実を図る。

また、鉄道については、JR山陰本線、播但線と北近畿タンゴ鉄道宮津線の利便性の向上を図る。

主要な施設の配置、整備の方針

1) 道路

自然環境との調和に配慮しつつ、但馬地域の貴重な観光資源や都市拠点、空港等の交通拠点を有機的に結び、各種交流のための基盤となる道路網の形成を目指し以下の方針により道路の整備を図る。

) 自動車専用道路

本地域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図るため、北近畿豊岡自動車道及び鳥取豊岡宮津自動車道の整備を進める。

) 主要幹線道路、幹線道路

都市間の連携を図るため、国道など主要幹線道路において、地域間の交流を深める国道482号蘇武トンネル整備や、市街地の交通需要に対応する国道426号豊岡

バイパス等の整備を推進する。さらに、地域間の交通需要に対応するため主要地方道などの幹線道路の整備を図る。

また、自動車専用道路の機能をより一層高めるため、インターチェンジへのアクセス道路の整備を進める。

) その他の道路

幹線道路の機能を補完するとともに、沿道における計画的土地利用の誘導を図るよう補助幹線道路等の整備を推進する。また、自転車歩行者空間を確保し、安全で快適な交通環境の形成を図る。

) 駅前広場

J R 豊岡駅、和田山駅、浜坂駅などにおいては、交通結節点としての機能と都市空間形成を図るため、まちの玄関口としてふさわしい駅前広場整備を推進する。

2) 鉄道・空港等

) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、JR 山陰本線、播但線及び北近畿タンゴ鉄道宮津線の充実・強化を図る。

) 空港

但馬の空の玄関口としてコウノトリ但馬空港の充実及び利用促進を図る。

【豊岡】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備を推進するとともに、本区域の骨格的な道路である国道 312 号、国道 426 号等の主要幹線道路の整備を推進する。

また、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道豊岡港線、日高竹野線等の幹線道路の整備を進める。

このほか、J R 豊岡駅前広場の整備を推進するとともに、コウノトリ但馬空港及び北近畿タンゴ鉄道宮津線の充実・強化を図り、鉄道や飛行機等マイカー以外の交通機関の利便性向上を図り、利用促進に努める。

【城崎】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る鳥取豊岡宮津自動車道の具体化を図り整備を推進する。

また、本区域内はもとより、但馬地域の各地区相互の連携を強化する主要地方道豊岡港線、豊岡竹野線、日高竹野線等の幹線道路の整備促進を図る。

J R 竹野駅は、町の玄関口として魅力ある駅前広場とするため、駐車場及び駐輪場の整備を推進する。

【香住】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る鳥取豊岡宮津自動車道の整備を推進するとともに、本区域の骨格的な道路であり、香住インターチェンジへのアクセス道路となる都市計画道路境香住線等の主要幹線道路の整備を推進する。

また、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道香住村岡線等の幹線道路の整備を推進する。

J R 山陰本線については、利便性及び安全性の向上を図るため、余部鉄橋の定時性

確保対策など充実・強化を図る。

【日高】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道及び本区域の骨格的な道路である国道 312 号、482 号等の主要幹線道路の整備を推進する。

また、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道日高竹野線等の幹線道路の整備を推進する。

【出石】

本区域の骨格的な道路である国道 426 号の整備を推進するとともに、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道宮津八鹿線等の幹線道路の整備を推進する。

【浜坂】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る鳥取豊岡宮津自動車道の整備を推進するとともに、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道浜坂温泉線等の幹線道路の整備を図る。

J R 浜坂駅については、駅前広場、南北自由通路等の周辺整備を推進し、まちの玄関口としてふさわしい環境づくりを図る。

【八鹿】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道の整備を推進するとともに、インターチェンジの設置に伴い、アクセス道を含めて既成市街地内の道路体系を見直す。

また、本区域内はもとより、但馬地域内の各地区相互の連携を強化する主要地方道宮津八鹿線等の幹線道路の整備を推進する。

さらに京阪神地方、播磨地方への連絡強化等のため、J R 八鹿駅の拠点機能拡大と利用者の利便性向上を目指す。

【和田山】

本区域と鳥取方面、丹後地域、丹波地域、阪神地域、播磨地域等との連携強化を図る北近畿豊岡自動車道及び本区域の骨格的な道路である国道 312 号等の主要幹線道路の整備を推進するとともに、それらを補完する都市計画道路駅南線等の幹線道路の整備を進める。

J R 山陰本線和田山駅前広場の整備を推進し、鉄道と他の交通機関との連携を強化し、利便性の向上を図る。

4. 都市環境に関する方針

基本方針

但馬地域の豊かな自然環境を保全・再生しつつ、風土と調和した良好な都市環境の形成を図る。

緑の骨格と位置づけられる播但山地や円山川等の緑の保全・活用を図りながら公園整備や緑地の充実を図る。

公共水域の水質保全と生活環境の高度化等を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント整備事業などにより、処理場の建設及び面的な整備の

更なる促進を図る。

河川については流域の開発状況及び緊急度を考慮しつつ、治水安全度の向上を図るための河川改修を促進するとともに、水と緑に親しみ、ふれあえる場を創出するため水辺空間の整備を促進する。なお、整備にあたっては自然環境に配慮するとともに、住民とのコミュニケーションを推進することにより、地域にとって親しみのある河川づくりを進める。

また、城下町である豊岡、出石及び竹田、宿場町である関宮並びに温泉地である城崎及び湯村などにおいては、その地域特性を生かした景観の形成を図る。

主要な施設等の配置、整備の方針

1) 公園・緑地

) 環境保全系統

学術的にも貴重なコウノトリの野生復帰をめざすとともに自然環境保全を通して人と自然が共生できる学習・交流拠点であるコウノトリの郷公園の活用を促進する。

また、良好な自然環境を有し、野生生物の生息地で但馬地域の緑の骨格と位置づけられる播但山地や海岸部、河川、農地等の緑の保全・再生を図りつつ、公園・緑地、社寺林等の充実による緑豊かなまちづくりを図る。

) レクリエーション系統

神鍋山や鉢伏山などの高原や、日本海の海洋資源を活用したスポーツ・レクリエーション、リゾート機能整備の促進を図る。

都市人口、交通条件、都市施設の配置などを勘案し、都市公園の適正な配置を図る。日常的なレクリエーション活動に対しては、歩いていけるような住区基幹公園、また、スポーツ、散策等に対しては、都市基幹公園等の適正な配置を図る。

) 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害に対しては、災害時に緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる公園、及び緊急物資の集配場所、広域的な防災活動拠点の段階的、系統的な配置を図る。

) 景観形成系統

但馬地域の骨格となる播但山地等の山稜のスカイラインや森林、河川など野生生物の生息地であると同時に景観形成上、重要な緑地の保全・再生に努める。また、市街地内等で都市のランドマークまたはシンボルマークとなる史跡など文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等について、積極的に保全・整備を図る。

【豊岡】

) 環境保全系統

本区域においては、周辺山地や円山川の豊かな自然を活かした公園整備を進めるほか、市街地の公園においても、緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

) レクリエーション系統

コウノトリの郷公園、玄武洞公園、日和山公園など地域の個性を生かした公園施設の充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

) 防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

) 景観形成系統

市街地内で都市のランドマークとなる円山川の河川空間をはじめ、史跡、文化財等と一体となった緑地等についての保全・整備を図る。

【城崎】

) 環境保全系統

本区域においては、氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園の山々の豊かな緑や山陰海岸国立公園の風光明媚な海岸線の自然的環境、円山川、竹野川等の河川に沿った自然的環境の保全と活用を図る。

) レクリエーション系統

住民に親しまれている城崎町の東山公園、中の島親水公園、菊屋島運動公園、竹野町のジャジャ山公園、たけの公園等の既設公園の施設等の充実を図る。また、総合公園である竹野中央公園の整備や、円山川や竹野川の河川敷等を活用した運動公園・親水公園の整備を図る。

) 防災系統

本区域においては、土砂災害の危険性の高い山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、造林や乱開発の防止を図る。

) 景観形成系統

城崎山陰海岸国立公園や円山川下流域の優れた自然景観を有する自然環境の保全・整備を図る。また、市街地内等で周辺地域との調和に配慮した緑地やオープンスペースを確保し、潤いある市街地景観を形成する。

【香住】

) 環境保全系統

本区域においては、山陰海岸国立公園（香住海岸）の山々の豊かな緑や風光明媚な海岸線の自然的環境や市街地と隣接した矢田川や佐津川の河川に沿った自然的環境の保全と活用を図る。また、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

) レクリエーション系統

香住海岸ルネッサンス計画事業による海岸沿いの海浜公園や芝生公園、島山における城址公園など、個性的で魅力的な公園整備を図る。また、矢田川や佐津川の高水敷地を活かした広場や歩行者ルート等の整備を進める。

また、鳥取豊岡宮津自動車道「香住・余部道路」高架橋工事に伴う橋梁下部の空間を有効利用した公園整備を検討する。

) 防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

また、面的整備事業予定地においては、避難場所としての視点から、公園等の整備を図る。

) 景観形成系統

山陰海岸国立公園の優れた自然景観を有する自然環境の保全・整備を図る。また、市街地内等で周辺地域との調和に配慮した緑地やオープンスペースを確保し、潤いある市街地景観を形成する。

【日高】

) 環境保全系統

本区域においては、山地や円山川などの豊かな自然等を活かした公園整備を進めるほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

) レクリエーション系統

町北西部の神鍋高原は但馬ドームを中心として高原型リゾートゾーンとして自然環境及び景観を保全しつつ、拠点づくりを進める。

植村直己記念スポーツ公園の施設の充実と有効活用を図るほか、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら適正な公園整備を図る。

) 防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

また、面的整備事業予定地においては、避難場所としての視点から、都市公園等の配置を行う。

) 景観形成系統

良好な自然景観を持つ公園としての円山川、稲葉川、阿瀬川の景勝地の保全・整備を図る。

【出石】

) 環境保全系統

本区域においては、市街地や集落をとりまく有子山をはじめとする緑豊かな山々、出石川や谷山川等の河川を活かした公園的環境の整備を進めるほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

) レクリエーション系統

健康保養公園を余暇レクリエーションの拠点として整備するほか、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かした適正な公園整備を図る。

) 防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

) 景観形成系統

有子山史跡公園、此隅山史跡公園、出石城公園など史跡を活かした公園環境の充実を図る。また、城下町地区において大手前広場一帯をはじめ、観光客の休息等に資する街角や広場等の整備を図る。

【浜坂】

) 環境保全系統

本区域においては、山地や山陰海岸、岸田川の豊かな自然等を活かした公園整備を進めるほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

) レクリエーション系統

地域の個性を生かした公園の施設の充実を図る。また、土地区画整理事業等に合わせ公園を配置するほか、社寺林など既存の緑地を生かしながら適正な公園整備を図る。

) 防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。

また、面的整備事業予定地においては、避難場所としての視点から、都市公園等の配置を行う。

）景観形成系統

山陰海岸国立公園、浜坂海岸といった自然環境や史跡、文化財等と一体となった緑地等についての保全・整備を図る。

【八鹿】

）環境保全系統

本区域においては、妙見山の自然公園をはじめとする山林、円山川や八木川などの河川の豊かな自然環境の保全を図るほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図るとともに、生物生息空間（ビオトープ）の再生・創出などに取り組む。

）レクリエーション系統

八木川河川公園及び円山川河川公園を整備し、遊歩道、親水護岸、イベント広場などレクリエーション空間としての充実を図る。また、妙見山の自然公園地区においては、キャンプ場等の既存施設を活用しながら、森林レクリエーション機能の充実を図る。

整備済のつるぎが丘公園（総合公園）を核として、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、地域に密着した地区公園の整備を図る。

）防災系統

がけ崩れ、地すべりの危険がある山林や、決壊の恐れがある河川の監視に努め、保安林の整備、砂防ダム、堰堤の整備や河川の改修、堤防の補強を図る。また、つるぎが丘公園を地域防災拠点として位置づけ、機能整備を図る。

）景観形成系統

歴史的、文化的蓄積を表す町並みや景観、妙見山に代表される緑豊かな環境と円山川や八木川の河川空間などの自然のランドスケープを保全しつつ、それらと公園・緑地などをネットワークする緑の骨格軸の形成による景観づくりを進める。

【和田山】

）環境保全系統

本区域においては、県立自然公園等の豊かな自然環境の保全を図るほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

）レクリエーション系統

竹田城周辺において、歴史的町並みや竹田城趾などの観光資源を生かしたレクリエーション公園の整備を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら適正な公園整備を図る。

）防災系統

山林においては、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図るための植栽や保安林の計画的指定等を行う。

また、避難場所としての視点から、都市公園等の配置を行う。

) 景観形成系統

円山川の河川空間や歩道などを活用し、自然公園、歴史公園などをネットワークする水緑軸の形成による景観づくりを進める。

2) 下水道・河川

下水道については、生活排水処理計画に基づく整備の推進を図る。

河川については、河川整備計画に基づき治水安全度の向上を図るため河川改修を推進し、自然との共生に配慮するとともに、住民意見を反映した整備により、水とのふれあい空間となる水辺環境の形成を図る。

【豊岡】

現在実施中の公共下水道事業の未整備区域を引き続き推進するほか、公共下水道事業及び農業集落排水事業等の処理施設・管渠施設の適正な維持管理を図る。

河川においては、弱小堤防の改修などの河川整備を推進するほか、円山川、六方川沿い等で親水空間の整備を図る。

【城崎】

生活排水処理計画に基づき、現在実施中の公共下水道事業等を引き続き推進するほか、下水道施設の適切な維持管理に努める。また、合併浄化槽設置整備事業等の推進を図るとともに、施設の適切な維持管理に努める。

河川においては、円山川及び、竹野川等の河川改修を促進するとともに、城崎町の市街地を流れる大谿川において、温泉観光地としての魅力を高める親水空間の整備を図る。

【香住】

生活排水処理計画に基づく下水道整備を引き続き推進するほか、河川においては、香住谷川の治水対策及び未改修河川の河川改修を行う。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【日高】

生活排水処理計画に基づき全町下水道基本構想を作成し、下水道整備を計画的に推進する。

また、河川については、円山川の河川改修を促進する。

【出石】

下水道については、特定環境保全公共下水道をはじめとする生活処理施設の整備を推進し、生活排水処理全町 100%を目指す。

【浜坂】

浜坂町生活排水処理計画に基づき、下水道整備を推進するほか、普及率の向上を図るとともに、施設の適正な維持管理に努める。

河川においては、味原川、田君川等の河川改修を行う。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。特に、旧市街地の発展軸となってきた味原川について、市街地整備と一体となった親水空間としての整備を図る。

【八鹿】

八鹿町生活排水処理計画に基づく下水道整備によって整備は 99%完了しており、今

後は施設の適正な維持管理に努める。

河川においては、円山川、八木川の河川改修を行うとともに、改修にあたっては、低水護岸の整備など親水性に配慮した潤いある空間形成に努める。

【和田山】

生活排水処理計画に基づき下水道整備を引き続き推進するほか、特定環境保全公共下水道事業、コミュニティプラントによる処理などの推進を図るとともに、施設の適正な維持管理に努める。

河川においては、宮内川の河川改修を行う。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう配慮を行う。

3) 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設は、県民生活や事業活動を営む上で必要な施設として位置付けられることから、施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、適正な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、域内での処理が原則とされることから、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【豊岡】

廃棄物については、分別収集の徹底、再資源化対策等を進めつつ、排出量の抑制を図りながら広域化処理を進める。

【城崎】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、共同処理を進める。

【香住】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、共同処理を進める。

【日高】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、適切な処理を進める。

【出石】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、適切な処理を進める。

【浜坂】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより再資源化を図るとともに排出量の抑制を図りながら、適正な廃棄物処理を進める。

【八鹿】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、共同処理を進める。

【和田山】

廃棄物については、分別収集の徹底などにより排出量の抑制を図りながら、共同処理を進める。

播但山地や円山川、山地における棚田など但馬地域固有の自然景観の維持・保全を図りつつ、それらとの調和に配慮した都市景観の形成を図る。

また、出石、和田山等の城下町、関宮の宿場町、城崎、湯村の温泉地、生野、大屋など歴史的まちなみが残された地区や漁港、農村集落などにおいては、建築物の意匠、材料、色彩に関し、地区の特性に応じた景観の形成を図る。

【豊岡】

緑の山々に囲まれた豊岡盆地の中に悠然と流れる円山川の風景を保全し、共存した市街地景観の誘導を図っていくための風景形成地域「円山川下流地域」の趣旨に基づき、良好な自然景観の維持・保全を図る。

【城崎】

周囲を取り巻く山地や、円山川や竹野川、大谿川の流れといった自然景観との調和に配慮した市街地景観の形成を図る。城崎温泉街においては、「和」のまちなみを基本とした景観の創造を図る。

【香住】

「景観の形成等に関する条例」に基づく風景形成地域「但馬海岸地域」の指定等により、自然景観及び歴史的景観の保全に努めつつ、周辺環境との調和に配慮した豊かな都市景観の形成を図る。地域の風景に溶け込んだ美しい家並みなどといった原風景を守るため、大乘寺門前町構想の推進や伝統的な漁村や自然と調和した美しい集落など香住らしさの残る景観の保全に努める。

【日高】

自然景観及び歴史的景観の保全に努め、周辺環境との調和に配慮した豊かな都市景観の形成を図る。日高町の中心部となるJR河原駅周辺においては、駅東地区では、景観に十分配慮した公共施設の整備などにより、町の玄関口にふさわしい市街地景観を形成する。また、都市景観の形成を図るべき地域については、地域特性に応じた都市景観形成基準の指定により、景観の誘導を図る。

【出石】

優れた歴史文化と伝統的町並み景観を有し、景観形成地区に指定されている城下地区においては、伝統的まちなみに調和する公共空間の整備を図るとともに、景観価値ある歴史的建築物の保全継承と、まちなみとしての一体的な景観の維持・向上を進める。

さらに、「日槍の里」、「こぶしの里」など、地区の個性を活かした集落地の景観形成を図る。

【浜坂】

自然景観、歴史的景観の保全に努め、周辺環境との調和に配慮した豊かな都市景観の形成を図る。高見地区の旧街道沿いの家並みや味原川沿いの石垣と船着き場など浜坂らしさの残る歴史的景観の保全に努める。

【八鹿】

豊かな山並み、水辺、田園景観など自然的景観の保全・形成を図る。また、「ようか歴史街道」沿道など歴史的町並みが残る地区では、町並みに調和した、デザイン、色彩等を誘導し、歴史的まちなみ景観の保全・創出に努める。

【和田山】

多自然居住地域の背景となる豊かな里山景観、田園景観の保全を図る。また、歴史的

まちなみが残る竹田地区では、県の景観形成地区に指定されており、歴史的建造物の保全や電線類の地中化、道の美装化に努め、歴史的まちなみ景観の保全・創出に努める。

5. 市街地整備に関する方針

基本方針

但馬地域は山地が多く、その間の平地に市街地が発展してきたが、厳しい地形や気候条件などから他地域に比べ都市基盤整備が遅れており、密集市街地の形成や道路整備の遅れなどの課題を抱えている。

このため、地域の特性に応じて優れた環境を備えた魅力ある市街地整備を計画的に進める。

市街地整備の方針

但馬地域の中心都市拠点と位置づけられる豊岡市の中心市街地においては、商業、文化、交流などの都市機能の集積を図るとともに、出石町の中心部において歴史街道の重点地区の街並み景観保全や歴史文化の拠点整備を図る。

そのほか、既成市街地においては、自然環境及び歴史的文化的遺産を保全するとともに駅前地区や商業業務の中心地並びに都市施設の未整備な住宅地等を計画的に整備し、快適な都市機能の整備及び居住環境の向上を図る。また、既成市街地周辺部及び新市街地においては、土地区画整理事業等による計画的市街地整備を推進し、公共施設の先行的な整備によって居住環境及び生産環境の向上を図る。

コウノトリ但馬空港周辺地域においては、自然環境に配慮しつつ、空港や高速道路網を活かした都市整備を進める。

【豊岡】

J R 豊岡駅周辺地域、公立豊岡病院跡地などを中心市街地における賑わいや活力を取り戻すための拠点として、その有効活用を図る。

また、中心市街地・商店街の魅力を高めるための基盤整備を推進する。

【城崎】

市街地の居住環境について、防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、きめ細かな市街地整備を進める。

【香住】

香住海岸において、「香住海岸ルネッサンス計画」に基づき、地域物産販売施設や交流体験施設、公園広場等を有する新たな市街地の整備を図る。

また、香住駅東側に位置する山手地区において土地区画整理事業を推進し、公園や緑地を配した市街地を形成する。また、鳥取豊岡宮津自動車道佐津インターチェンジを活かした魅力ある宅地の造成を行う。

防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、きめ細かな市街地整備を進める。

【日高】

J R 江原駅東地区において交通ターミナル機能の充実を図るなど、町の玄関口にふさわしい市街地形成を誘導する整備を推進する。

町役場、健康福祉センターなどの公共施設や高校などの教育施設が集積するシビックゾーンについては公共施設や都市計画道路の整備が進んでおり、今後もふさわしい施設

整備を促進し、より利便性、安全性、快適性の高い地区の形成を図る。

既成の密集市街地については、街なみ環境整備事業等によって良好な住環境整備を推進する。

【出石】

歴史的な中心市街地の居住環境について、防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、きめ細かな市街地整備を進める。また、都市景観形成地区においては、地区計画や地域地区の指定により、規制誘導を進める。

中心市街地周辺に形成されつつある市街地については、土地区画整理事業や地区計画制度等を活用しながら、区画道路等の整備や幹線道路沿道の計画的な土地利用等を進める。

【浜坂】

浜坂駅南側の味原地区をはじめとして高見地区、浜岡地区、川井地区、三谷地区において、秩序ある市街地形成等を図るため、土地区画整理事業を推進する。

J R 浜坂駅前地区を含む中心市街地において、土地の高度利用と都市機能の充実を図り、町の中心商業地にふさわしい賑わいや魅力ある商店街とするため、市街地整備事業を推進する。

【八鹿】

J R 八鹿駅周辺において、住民サービス施設や商業・業務施設等の整備を行うため、駅周辺道路拡幅や空閑地等を活用した市街地整備を図る。

既成市街地周辺の市街化が進む地区において、土地区画整理事業等による良好な住宅市街地の形成を図る。

さらに、インターチェンジ周辺において、「ゲートウェーパーク」の計画的な土地利用に向けた市街地整備を図る。

【和田山】

国道 9 号、312 号の結節点周辺において、物流型産業拠点の形成を図るため、土地区画整理事業を推進する。また、和田山駅南地区や秋葉台住宅団地周辺の空閑地が多く残存する区域でも、緑豊かな住宅地の形成を図るため、土地区画整理事業を行う。

和田山駅周辺の中心市街地においては、道路、駅前広場等の公共施設や駐車場の確保を図るとともに、電線類の地中化などによる景観形成を図るため街なみ環境整備事業、まちづくり総合支援事業等により整備を図る。

6. 都市防災に関する方針

北但大震災や阪神・淡路大震災の教訓に加え、本地域における過去の水害、土砂災害等の教訓を生かし、災害に強い都市づくりを推進していくことが必要である。

災害を未然に防止するとともに、災害時に安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合しつつ、以下の方針で対策を講じる。

防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にするとともに、避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、地域防災拠点等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保し、地震、水害等の自然災害発生時の防災機能を高める。特に漁村

等の密集市街地においては、道路の幅員拡幅やオープンスペースの確保などによる、防災性や居住環境の向上を図る。

建築物の耐震・不燃化

公共建築物の耐震・不燃化を促進し、民間建築物の耐震・不燃化を誘導するとともに、建築敷地内の緑化等を進め、都市の不燃化及び耐震化を推進する。

土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

治水対策の推進

将来の都市化による河川への雨水流出量の増大に備え、治水対策を推進するとともに、流域の保水、遊水機能の維持・増進を図る。

【豊岡】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

大雨時における河川の氾濫への対策として、円山川、六方川等において、河川整備を行う。また、土砂災害危険箇所では、緊急度等に応じて砂防事業により対策を実施する。

災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路の幅員や緑化、公園の設置などにおいて、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として、公共・公益施設の計画的立地を図る。

【城崎】

円山川、竹野川等において、治水対策としての河川改修を進める。また山腹崩壊防止や地滑り防止など治山事業と砂防事業を推進する。

また、城崎町役場新庁舎周辺を災害時避難地として整備するほか、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

【香住】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

大雨時における河川の氾濫への対策として、河川整備を進める。また、急傾斜地などの防災は、計画的に崩壊対策工事を進めていくとともに、危険渓流について砂防施設整備を進める。

災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路の拡幅や緑化、公園の設置などにおいて、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

【日高】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

大雨時における河川の氾濫への対策として、円山川、八代川等において河川整備を行う。また、河川・土砂災害への対策として、河川・砂防施設の整備等を推進する。

災害に強い市街地整備

狭隘道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路の幅員や緑化、公園の設置などにおいて、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

【出石】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川の整備

河川の氾濫対策として菅川をはじめとする河川改修を促進する。

災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地が残されている市街地においては、道路の拡幅、緑化及び公園の設置などにおいて、防災面にも十分に配慮した整備を行う。歴史的町並み地区についても、伝統的建築物等の耐火性や耐震性の向上を促進する。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

【浜坂】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

大雨時における河川の氾濫への対策として、河川整備を推進する。また、本地域の砂防指定地の溪流は、豪雨時には土砂を流出し、河床を埋め、災害をもたらすことから、防災対策の充実を図る。

災害に強い市街地整備

狭隘道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路の拡幅や緑化、公園の設置などにおいて、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として、公共・公益施設の計画的立地を図る。

【八鹿】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

保安林の適正な管理、荒廃森林の早期復旧、山地災害の未然防止を図るための林地崩壊防止事業、地すべり防止対策事業を促進する。また、円山川、八木川の河川整備と河川改修事業を推進する。

災害に強い市街地整備

密集市街地における建物の不燃化やオープンスペースの確保による防災性の向上を図るとともに、学校や公園等の公共施設を活用した避難場所の確保や、緊急自動車の通行の確保のほか、延焼遮断効果が期待できる道路網の整備を図る。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

【和田山】

本区域においては、以下の整備を図る。

河川・砂防の整備等

大雨時における河川の氾濫への対策として、宮内川等において河川整備を行う。また、公共下水道（雨水）の整備を促進するとともに、排水ポンプ場の整備を図る。

災害に強い市街地整備

狭隘道路や密集住宅地などが残されている和田山駅周辺においては、老朽密集住宅の不燃化を促進するほか、避難場所となる教育施設等の公共施設でも防火、耐震性の強化に努める。

また、今後の市街地整備にあたっては、道路の拡幅や緑化、公園の設置などにおいて、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地を図る。

主要な都市計画等の指針

基本の方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

1. 自然環境に関する指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な緑地は以下のとおりとする。

地域制緑地

事業種別	名称	箇所
保安林	浜坂県民サンビーチ松林 (保健保安林指定)	浜坂町芦屋

2. 都市交通に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な交通施設は以下のとおりとする。

1) 道路

【豊岡】

・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)483号 北近畿豊岡自動車道	春日町～豊岡市	L=約70km W=22.0m 暫定2車線施工
鳥取豊岡宮津自動車道 豊岡道路	豊岡市	L=3,000m W=12.5m

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)312号	豊岡市下宮～庄境	L=370m W=16.5m 現道拡幅
(国)426号 豊岡バイパス	豊岡市戸牧～妙楽寺	L=1,480m W=16.5m バイパス
(主)香住久美浜線	豊岡市畑上	L=500m W=8.0m 現道拡幅 訓谷橋

(主)日高竹野線	豊岡市辻～目坂	L=1,100m W=8.0m 現道拡幅
(主)豊岡港線	豊岡市宮島～一日市	L=2,000m W=13.0m 現道拡幅
(一)戸島玄武洞豊岡線	豊岡市赤石	L=1,740m W=13.0m 現道拡幅
(一)戸島玄武洞豊岡線 玄武洞トンネル	豊岡市戸島赤石	L=1,170m W=7.5m トンネル
(都)大門線	豊岡市城南町・弥栄町	L=230m W=16m 現道拡幅
(都)大開一日市線	豊岡市宮島・一日市	L=480m W=16m 現道拡幅

【城崎】

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(主)日高竹野線	竹野町竹野	L=450m W=17.0m 現道拡幅 竹野新橋
(主)豊岡港線 桃島橋	城崎町桃島	L=20m W=10.75m 橋梁架替
(主)豊岡竹野線	城崎町桃島～元薬師	L=930m W=12.0m バイパス
(主)豊岡竹野線 城崎大橋	城崎町楽々浦～湯島	L=1,300m W=12.0m バイパス 橋梁

【香住】

・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
鳥取豊岡宮津自動車道 香住道路	香住町下岡～森	L= 6,200m W=12.0m
鳥取豊岡宮津自動車道 余部道路	香住町森～余部	L= 5,300m W=12.5m
鳥取豊岡宮津自動車道 浜坂道路	香住町余部～浜坂町居組	L=17,000m W=12.5m 調査

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(主)香住村岡線 香住バイパス	香住町境～香住	L=2,406m W=15.5m バイパス
(主)香住村岡線 大乘寺バイパス	香住町香住～三谷	L=2,170m W=13.0m バイパス

【日高】

・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)483号 北近畿豊岡自動車道	春日町～日高町～豊岡市	L=約70km W=22.0m 暫定2車線施工

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)312号 日高南バイパス	日高町岩中～浅倉	L=2,340m W=15.5m バイパス
(国)312号 日高北バイパス	日高町竹貫～土居	L=1,500m W=18.5m バイパス
(国)482号 村岡道路	日高町水口～村岡町村岡	L=5,700m W=13.0m バイパス 蘇武トンネル
(国)482号 鶴岡橋	日高町上郷～鶴岡	L=250m W=15.5m バイパス
(主)日高竹野線	日高町藤井～谷	L=1,300m W=11.5m バイパス
(主)日高竹野線	日高町国分寺～山本	L=540m W=12.0m 現道拡幅
(都)円山川右岸連絡線	日高町日置～国分寺	L=750m W=16m
(都)江原新町東構線	日高町江原～岩中	L=650m W=12m
(都)鶴岡八丁線	日高町鶴岡～氷上	L=920m W=12m

【出石】

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)426号	出石町寺坂	L=340m W=11.5m 現道拡幅
(主)宮津八鹿線 出石新大橋	出石町室見台～出石	L=418m W=16.0m バイパス・橋梁
(主)宮津八鹿線	出石町暮坂～八鹿町浅間	浅間トンネル
(一)町分久美浜線	出石町宮内～袴狭	L=930m W=11.0m バイパス
町道山添線	出石町町分	L=1,000m W=11.5m 現道拡幅

【浜坂】

・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
鳥取豊岡宮津自動車道 東浜居組道路	浜坂町居組～県境	L=1,900m W=12.5m
鳥取豊岡宮津自動車道 浜坂道路	香住町余部～浜坂町居組	L=17,000m W=12.5m 調査

・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(主)浜坂温泉線 栃谷バイパス	浜坂町栃谷	L=1,100m W=13.0m バイパス
(都)浜坂西線	浜坂町芦屋～浜坂	L=280m W=12m 現道拡幅

【八鹿】

- ・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)483号 北近畿豊岡自動車道	春日町～八鹿町～豊岡市	L=約70km W=22.0m 暫定2車線施工

- ・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(主)宮津八鹿線	八鹿町舞狂	L=900m W=13.0m バイパス 現道拡幅
(主)宮津八鹿線	出石町暮坂～八鹿町浅間	浅間トンネル

【和田山】

- ・自動車専用道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)483号 北近畿豊岡自動車道	春日町～和田山町～豊岡市	L=約70km W=22.0m 暫定2車線施工

- ・主要幹線道路、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
(国)312号	和田山町一本柳	L=320m W=29.0m
(都)駅南線	和田山町東谷	L=800m W=14m
(都)東谷寺谷線	和田山町東谷	L=500m W=29m

2) 駅前広場

【豊岡】

- ・JR豊岡駅前広場

【浜坂】

JR浜坂駅前

駅前広場

公共交通ターミナル整備

【和田山】

- ・JR和田山駅前広場
- ・JR和田山駅自由通路
- ・JR和田山駅北交通広場

3. 都市環境に関する都市計画等の指針

公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園緑地等は以下のとおりとする。

【城崎】

事業種別	名称	箇所
公園	東山公園	城崎町湯島、桃島地内
公園	桃島公園	城崎町桃島地内
公園	楽々浦水辺公園	城崎町楽々浦地内

【香住】

事業種別	名称	箇所
公園	山手都市公園整備	香住町一日市、若松、香住

【日高】

事業種別	名称	箇所
公園	但馬国分寺史跡公園	日高町祢布、国分寺地区

【出石】

事業種別	名称	箇所
公園	出石城公園	出石町内町
公園	健康保養公園	出石町福住
公園	此隅山城跡公園	出石町宮内
公園	有子山城跡公園	出石町内町

【和田山】

事業種別	名称	箇所
公園	2・2・1 駅北1号公園	和田山町東谷
公園	2・2・3 駅南1号公園	和田山町東谷
公園	2・2・4 駅南2号公園	和田山町平野
公園	竹田城趾公園	和田山町竹田
公園	(仮)寺町公園	和田山町竹田
緑地	(仮)山城緑地	和田山町殿
緑地	円山川河川敷緑地	円山川駅北～枚田

下水道及び河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は以下のとおりとする。

【豊岡】

事業種別	名称	箇所
河川	気比川	豊岡市畑上
河川	大浜川	豊岡市新堂
河川	六方川	豊岡市梶原～上鉢山
下水道	豊岡市公共下水道(豊岡処理区他)	豊岡市

【城崎】

事業種別	名称	箇所
下水道	城崎町公共下水道(城崎処理区)	城崎町

下水道	竹野町特定環境保全公共下水道（竹野処理区）	竹野町
-----	-----------------------	-----

【香住】

事業種別	名称	箇所
下水道	香住町公共下水道（香住処理区他）	香住町
河川	香住谷川	香住町香住
河川	佐津川	香住町訓谷

【日高】

事業種別	名称	箇所
下水道	日高町公共下水道（日高中央処理区他）	日高町
河川	円山川	日高町赤崎
河川	田ノ口川	日高町田ノ口
河川	八代川	日高町上石

【出石】

事業種別	名称	箇所
下水道	出石町特定環境保全公共下水道（出石処理区）	出石町
下水道	都市下水路	出石町町分地内
河川	菅川	出石町長砂

【浜坂】

事業種別	名称	箇所
河川	田君川	浜坂町田君
河川	味原川	浜坂町浜坂
下水道	浜坂町公共下水道（浜坂処理区他）	浜坂町

【八鹿】

事業種別	名称	箇所
河川	円山川 八木川工区	八鹿町下網場
河川	円山川	八鹿町下小田
ダム	八鹿ダム	八鹿町石原
下水道	八鹿町公共下水道（八鹿処理区）	八鹿町

【和田山】

事業種別	名称	箇所
下水道	和田山町公共下水道（和田山処理区他）	和田山町
河川	円山川	和田山町寺谷
河川	宮内川	和田山町宮内

景観形成

おおむね10年以内に整備を予定している主な景観形成事業は以下のとおりとする。

【城崎】

事業名	名称	箇所
景観形成地区	城崎町城崎温泉地区	城崎町湯島地内

【日高】

事業名	名称	箇所
街並み景観形成地区	江原駅東地区	日高町江原、日置

【出石】

事業名	名称	箇所
景観形成地区	出石町城下町地区	出石町内町他

【八鹿】

事業名	名称	箇所
景観形成地区	八鹿町八鹿地区	八鹿町八鹿

【和田山】

事業名	名称	箇所
景観形成地区	和田山町竹田地区	和田山町竹田

4. 市街地整備に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は以下のとおりとする。

【香住】

事業名	名称	箇所
土地区画整理事業	山手土地区画整理事業	香住町一日市、若松、香住

【浜坂】

事業名	名称	箇所
土地区画整理事業	浜岡地区土地区画整理事業	浜坂町浜坂
土地区画整理事業	味原地区土地区画整理事業	浜坂町浜坂

【和田山】

事業名	名称	箇所
土地区画整理事業	和田山駅南地区	和田山町東谷
土地区画整理事業	枚田地区	和田山町枚田

5. 都市防災に関する整備の指針

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設は以下のとおりとする。

【豊岡】

事業名	名称	箇所
砂防	滝ノ上川	豊岡市田結
砂防	細見川	豊岡市戸牧
急傾斜地崩壊対策	下鉢山地区	豊岡市下鉢山
急傾斜地崩壊対策	下陰(2)地区	豊岡市下陰

急傾斜地崩壊対策	吉井地区	豊岡市吉井
急傾斜地崩壊対策	口岩井(1)地区	豊岡市口岩井
急傾斜地崩壊対策	高屋(3)地区	豊岡市高屋
急傾斜地崩壊対策	小島(2)地区	豊岡市小島
急傾斜地崩壊対策	庄境(2)地区	豊岡市庄境
急傾斜地崩壊対策	長谷(1)地区	豊岡市長谷
雪崩対策	大谷地区	豊岡市大谷

【城崎】

事業名	名称	箇所
砂防	羽入南谷川	竹野町羽入
砂防	中奥山川	竹野町椒
砂防	二ツ家川	竹野町三原
急傾斜地崩壊対策	中村地区	竹野町中村

【香住】

事業名	名称	箇所
砂防	訓谷川	香住町訓谷
急傾斜地崩壊対策	無南垣地区	香住町無南垣

【日高】

事業名	名称	箇所
砂防	殿川	日高町殿
砂防	水口川	日高町水口
砂防	宮ノ谷川	日高町知見
急傾斜地崩壊対策	山本(2)地区	日高町山本
急傾斜地崩壊対策	竹貫(3)地区	日高町竹貫
雪崩対策	猪爪地区	日高町猪爪

【出石】

事業名	名称	箇所
砂防	大谷川	出石町寺町
砂防	城谷川	出石町三木
急傾斜地崩壊対策	田多地(1)地区	出石町田多地
急傾斜地崩壊対策	袴狭(1)地区	出石町袴狭

【浜坂】

事業名	名称	箇所
急傾斜地崩壊対策	久谷(3)地区	浜坂町久谷

【八鹿】

事業名	名称	箇所
砂防	広垣川	八鹿町小佐
急傾斜地崩壊対策	町(1)地区	八鹿町宿南

【和田山】

事業名	名称	箇所
-----	----	----

砂防	古城川	和田山町竹田
----	-----	--------

【主な意見等】

- ・委員から、主要な都市計画等の指針において、道路における延長、幅員等のように、公園・緑地、下水道、河川、廃棄物処理施設等についても具体的な数値を示すべきではないかとの意見があった。
- ・委員から、説明会・公聴会の開催場所については、できるだけ住民サイドの立場に立ち配慮するよう意見があった。

【採決の結果】

- 第2号議案:原案どおり可決
- 第3号議案:原案どおり可決
- 第4号議案:原案どおり可決
- 第5号議案:原案どおり可決
- 第6号議案:原案どおり可決
- 第7号議案:原案どおり可決
- 第8号議案:原案どおり可決
- 第9号議案:原案どおり可決

-
- 第10号議案:洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第11号議案:津名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第12号議案:淡路・東浦香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第13号議案:北淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第14号議案:緑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第15号議案:西淡坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第16号議案:南淡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - 第10～16号議案は関連案件のため一括説明

【議案の説明】

淡路地域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1 基本的事項

淡路地域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）は、各都市計画区域について地域の発展の方向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものである。

個々の都市計画区域を淡路地域全体で捉える必要があること、また、都市計画区域が互いに連続しており、内容によっては関連していることから、ここでは、淡路地域における広域都市計画方針と7区域の都市計画区域マスタープランを一体的に整理し、記述している。

特に断りのない項目は「広域都市計画方針」に関する記述であり、【洲本】、【津名】等と示した部分は、その区域の都市計画区域マスタープランのみに関する記述である。

(1) 基本的役割

淡路地域では、緑豊かな環境と快適な生活空間の創造を目的とした「淡路公園島構想」（平成 5 年）を打ち出し、良好な自然環境と調和を図りつつ、快適な生活空間と多彩な交流空間を併せ持つ「世界に開かれた公園島」を目指し、様々な取り組みが行われてきたところである。平成 13 年には、人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」を目標とする淡路地域ビジョンが策定されている。

さらに、地域ビジョンの実現を図るため、平成 14 年 3 月には、県民と行政が「参画と協働」のもとに共に主体的に取り組むべき目標や具体的な行動・事業を、淡路地域ビジョン推進プログラムとしてまとめたところである。

都市計画区域マスタープランは、以上の地域づくりに関する総合的な計画を踏まえながら、その分野別計画のひとつとして、本区域における都市計画に関する基本的な方向性ととも、主要な都市計画の決定方針を具体的に示すものである。

(2) 策定区域

対象区域は、洲本都市計画区域、津名都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域、北淡都市計画区域、緑都市計画区域、西淡都市計画区域及び南淡都市計画区域の 7 区域である。

なお、広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示す必要から淡路地域の全ての市町を本都市計画区域のマスタープランの策定関連区域として位置づけ策定する。

策定関連区域は淡路地域、すなわち洲本市及び津名郡 6 町（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町）、三原郡 4 町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）の 1 市 1 0 町である。

地域	都市計画区域	構成市町名	都市計画区域	
			区域	人口(人) [H12]
洲本市	洲本都市計画区域	洲本市	行政区域の全域	41,200
津名郡	津名都市計画区域	津名町	行政区域の一部	15,300
		淡路・東浦都市計画区域	淡路町	行政区域の一部
	東浦町		行政区域の一部	
	北淡都市計画区域	北淡町	行政区域の一部	9,200
		一宮町		
	五色町			
三原郡	緑都市計画区域	緑町	行政区域の一部	6,200
	西淡都市計画区域	西淡町	行政区域の全域	12,500
		三原町		
	南淡都市計画区域	南淡町	行政区域の一部	18,100

(3) 目標年次

平成 12 年（2000 年）を基準として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 22 年（2010 年）としたおおむね今後 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

る。

2 課題と目標

(1) 背景と経緯

ア 自然的成り立ち

淡路地域は、瀬戸内海最大の島である淡路島により構成され、穏やかな気候と緑豊かな山並みや長く変化に富んだ海岸線を有した地域である。また、海岸部及び山地の一部は、瀬戸内海国立公園に指定されている。

形状は南北に細長く、南部が東西にふくらむ形である。北部には津名丘陵が南北に走り、その東西はいずれも傾斜地となっており、沿岸部の奥行き狭い区域に平地が存する。中央部には先山山地があり、中央部から南部にかけては、島内最大の平坦地である三原平野が広がっており、そこを三原川が流れている。南部には島内最高峰の諭鶴羽山を有する諭鶴羽山地が東西に走り、その南側には日本の地質上の脊梁である中央構造線が通っており、断崖絶壁の海岸線を形成している。

自然状況を見ると、森林は、暖地性のウバメガシ、クロマツやモチツツジ、アカマツ、コナラ等が島内全域に亘って分布している。また、局部的には、大和島や江井の明神崎のイブキや海浜性植物である成ヶ島のハマボウなど珍しい植生も見られる。淡路と徳島を隔てる鳴門海峡には、瀬戸内海と太平洋との潮の干満の差で起きる渦潮が見られるほか、播磨灘に面する西淡町の国指定の名勝慶野松原、洲本市由良港対岸の成ヶ島など海に面する本地域ならではの個性豊かな自然が見られる。

【洲本】

本区域は、淡路島の南東部に位置し、中央を洲本川が流れ、その下流域に市街地が形成されている。北部は先山を頂点とした丘陵地、南部は柏原山を含む諭鶴羽山地となっている。また海岸線は、変化に富んでおり、魅力的な自然景観をつくりだしている。先山、三熊山、生石・成ヶ島地区は、国立公園に指定されている。

【津名】

本区域は、淡路島の東部に位置し、北部の山地、中央部の平坦地、西部から南部にかけての丘陵地で形成されている。町域の7割は山林等の自然地で占め、農用地が約2割となっている。河川は7本の2級河川を含む20数本の河川が流れており、多くが急勾配である。

【淡路・東浦】

本区域は、淡路島の北東部に位置しており、地形は、丘陵の斜面が海岸近くまで迫り、丘陵頂部は比較的なだらかであるが、周囲に平地は形成されていない。平地の大部分は海岸沿いに帯状に広がっている。河川は両町において2級河川5本を含む20数本が流れており、延長は短い。

【北淡】

本区域は、淡路島の北西部に位置し、播磨灘、明石海峡を臨む区域である。

地形は、南と東に常隆寺山を主峰とする脊梁山系を背負い、北部の海岸線には山が急勾配で迫り、海岸線沿いの丘陵と内陸山地から形成されている。河川は5本の2級河川が流れ、急流で歪曲したものが多い。

自然状況を見ると、県指定の天然記念物として、常隆寺山にはスダジイ、アカガシ群落、野島

常盤には野島鍾乳洞があり、震災後、野島断層が国の指定を受け、野島断層保存北淡町震災記念公園を整備している。

【緑】

本区域は、淡路島のほぼ中央に位置しており、海岸線を有しない。町域の約 60%が山林であり、豊かな自然環境を有している。初尾川をはじめ 5 本の 2 級河川とその他の普通河川が流れており、その周辺に集落及び農地が形成されている。

【西淡】

本区域は、淡路島の南西部に位置しており、北部はなだらかな丘陵地帯で南部は大部分が山間部である。北東部には三原平野がひらけ、三原川、大日川が播磨灘へ注いでいる。平野部より北は、なだらかな丘陵地が続き、中央部から南西部にかけては山地で形成されている。

【南淡】

本区域は、淡路島の南部に位置しており、大部分が諭鶴羽山系を中心とした森林で覆われている。町域の 6 割以上を占める山林や、自然海岸、河川など自然が豊かである。

水系については、4 本の 2 級河川が流れており、その他町管理河川がある。

イ 歴史的成り立ち

淡路島は、「古事記」、「日本書紀」の冒頭を飾り、「古事記」の記述によれば、大八州で最初に誕生した島とされている。また、「万葉集」、「古今集」などで多くの詩に詠まれ、淡路島は古来、歌人や俳人達の感性をゆさぶるような美しい景観をもつ島であることがうかがえる。古代大和政権時代には、淡路の国として都から南海道で結ばれる交通の要所であった。江戸時代には、耕地が拡大され、現在の北中部に多く見られる棚田の田園景観が形成された。また明治はじめまでは、国内水運の中心地として栄え、各港では広域的な交易活動が盛んに行われていた。

明治 4 年の廃藩置県で淡路島は二分割統治となり、同年 11 月には全域が名東県（現徳島県）に、そして明治 9 年に全域が兵庫県に編入された。市町の構成は、昭和 15 年に洲本市が発足し、昭和 30 年から 36 年にかけて合併、編入、分離が行われ、今日に至っている。

【洲本】

洲本市は、明治 22 年に洲本町が発足し、その後近隣の村と合併し、昭和 15 年に市制を施行した。また、その後近隣町村との合併、境界変更を行いながら市域を拡大し、現在に至っている。阿波藩の城下町として発達してきた歴史的経緯から洲本城跡・淡路文化史料館周辺にその歴史が垣間見られる。

都市計画区域については、昭和 9 年に洲本都市計画区域を指定し、その後昭和 33 年に変更し、現在に至っている。

【津名】

津名町は、昭和 30 年に志筑町、塩田村、中田村、生穂町、佐野町、大町村の 3 町 3 村合併により発足し、現在に至っている。

都市計画区域については、昭和 29 年に志筑地区において津名都市計画区域を指定し、その後平成 5 年に区域拡大の変更し、現在に至っている。

【淡路・東浦】

昭和 31 年に釜口村、仮屋町、浦村、岩屋町の 2 町 2 村が合併し淡路町として発足したが、その後昭和 36 年に東浦町が分立し、現在に至っている。

都市計画区域については、昭和 21 年に岩屋地区（淡路町）を淡路都市計画区域として指定し、その後平成 6 年の区域拡大の変更により淡路・東浦都市計画区域となり、現在に至っている。

【北淡】

北淡町は、昭和 30 年に仁井村、野島村、富島町、浅野村、育波村、室津村の 1 町 5 村合併により発足し、現在に至っている。

都市計画区域については、平成 7 年に北淡都市計画区域を指定し、現在に至っている。

【緑】

緑町は、昭和 32 年に広田村、倭文村の合併により緑村が発足し、昭和 35 年に町制を施行し、現在に至っている。

都市計画区域については、平成 8 年に緑都市計画区域を指定し、現在に至っている。

【西淡】

西淡町は、昭和 32 年に湊町、松帆村、津井村、伊加利村、阿那賀村、志知村の 1 町 5 村の合併により発足し、現在に至っている。

都市計画区域については、昭和 29 年に現在の西淡町阿那賀地区を含めて南淡都市計画区域を指定し、その後平成 10 年に当該地区を南淡都市計画区域から除外し、西淡町全域を西淡都市計画区域として指定し、現在に至っている。

【南淡】

南淡町は、昭和 30 年 4 月 7 日に賀集村、北阿万村、阿万町、灘村が合併し発足し、昭和 30 年 4 月 29 日に南淡町、福良町、沼島村が合併し現在に至っている。

都市計画区域については、昭和 29 年に南淡都市計画区域として指定し、平成 10 年に現在の西淡町阿那賀地区を本都市計画区域から除外し、現在に至っている。

ウ 人口の動向

淡路地域の人口は平成 12 年の国勢調査によると、159,111 人であり、県全体 5,550,574 人の約 2.9%を占めている。

地域人口の推移を見ると、明治末期には約 20 万人を突破し、昭和 20 年に約 23 万人を記録したが、その後一貫して減少傾向が続いている。市町別に見ると平成 7 年から平成 12 年にかけて東浦町、緑町などで増加となっている。

また、世帯数は平成 7 年から平成 12 年にかけて、淡路地域全体では増加している。

淡路地域の人口と世帯数の伸び率

構成市町名	人口（人）			世帯数（世帯）		
	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)
洲本市	42,373	41,158	0.97	14,911	15,414	1.03
津名町	17,084	16,801	0.98	5,678	5,897	1.04
淡路町	7,431	6,834	0.92	2,599	2,490	0.96
東浦町	8,484	8,798	1.04	2,811	3,085	1.10
北淡町	10,687	10,218	0.96	3,242	3,205	0.99
一宮町	9,549	9,233	0.97	2,965	2,985	1.01

五色町	10,466	11,090	1.06	3,070	3,428	1.12
緑町	5,988	6,154	1.03	1,820	1,962	1.08
西淡町	13,248	12,519	0.94	3,677	3,740	1.02
三原町	16,854	16,602	0.99	4,705	4,895	1.04
南淡町	20,574	19,704	0.96	6,514	6,543	1.00
合計	162,738	159,111	0.98	51,992	53,644	1.03

資料：国勢調査

【洲本】

洲本市の人口は平成 12 年の国勢調査によると 41,158 人であり、平成 7 年の 42,373 人と比較して減少している。

【津名】

津名町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 16,801 人であり、平成 7 年の 17,084 人と比較して減少している。

【淡路・東浦】

淡路町、東浦町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 6,834 人、8,798 人であり、平成 7 年の 7,431 人、8,484 人と比較して淡路町では減少、東浦町では増加している。

【北淡】

北淡町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 10,218 人であり、平成 7 年の 10,687 人と比較して減少している。

【緑】

緑町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 6,154 人であり、平成 7 年の 5,988 人と比較して増加している。

【西淡】

西淡町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 12,519 人であり、平成 7 年の 13,248 人と比較して減少している。

【南淡】

南淡町の人口は平成 12 年の国勢調査によると 19,704 人であり、平成 7 年の 20,574 人と比較して減少している。

エ 産業の動向

平成 12 年の淡路地域での就業構造は、第 1 次産業が 20.2%を占めており、県全体の 2.5%と比較して高いことが特徴である。平成 7 年と比較すると、第 1 次産業の割合は 22.0%から 20.2%に減少している一方で、第 3 次産業が 49.1%から 52.0%とその比率を高めており、サービス業を中心とした都市型就業構造に向かいつつあることがわかる。なお、第 2 次産業は 28.9%から 27.8%と微減である。

農業は、平成 7 年から平成 12 年にかけて専業農家、兼業農家はあわせて 12,914 戸から 12,034 戸へ 880 戸（6.8%）減少しており、全体の経営耕地面積も 8,366ha から 7,842ha へ 524ha（6.3%）減少しているなど、全体的に縮小傾向である。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等が 31.3%増加、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は 3.8%増加している。

【洲本】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 10.8%、第 2 次産業 28.5%、第 3 次産業 60.7%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次が減少、第 2 次、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は増加、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は減少している。

【津名】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 14.8%、第 2 次産業 28.6%、第 3 次産業 56.6%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次が減少、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は増加、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

【淡路・東浦】

平成 12 年の就業構造は、淡路町では第 1 次産業 14.9%、第 2 次産業 27.4%、第 3 次産業 57.7%、であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 3 次が減少、第 2 次が増加している。東浦町では、第 1 次産業 16.2%、第 2 次産業 20.4%、第 3 次産業 63.4%、であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次が減少、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて両町ともに、農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて淡路町において製造品出荷額等は減少、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。東浦町においては、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は増加、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

【北淡】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 27.3%、第 2 次産業 24.3%、第 3 次産業 48.5%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次が減少、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は減少、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

【緑】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 21.3%、第 2 次産業 33.0%、第 3 次産業 45.7%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次が減少、第 2 次、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は減少、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は減少している。

【西淡】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 20.8%、第 2 次産業 35.0%、第 3 次産業 44.1%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次が減少、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は減少、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は減少している。

【南淡】

平成 12 年の就業構造は、第 1 次産業 25.2%、第 2 次産業 29.4%、第 3 次産業 45.4%であり、平成 7 年と比較すると、第 1 次、第 2 次が減少、第 3 次が増加している。

農業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて農家数、経営耕地面積は減少している。

商工業については、平成 7 年から平成 12 年にかけて製造品出荷額等は増加、平成 6 年から平成 11 年にかけて年間商品販売額は増加している。

オ 都市整備

淡路地域は、島であることから地域外との連絡は長らくフェリーや高速艇などが主体となっていた。そのため一定の制約を受けてきたが、昭和 60 年に大鳴門橋が開通し初めて島外とつながった。平成 10 年には明石海峡大橋が開通し、兵庫県の「高速道六基幹軸」の日本海太平洋軸を構成する路線の一つと位置づけられている神戸淡路鳴門自動車道が全線開通したことにより、本州や四国方面へのアクセスが向上し、多くの観光客等が訪れるようになるとともに、本地域からもバスなどを利用した京阪神方面への買い物客等が増加するなど新たな人・ものの流れが定着しつつある。

島内における交通は、大正 14 年に洲本～福良間において鉄道が開通したものの、昭和 41 年に廃線されて以降鉄道はなく、バス、自家用車が主な交通手段となっている。このため、都市基盤施設としては、国道、県道等の幹線道路により各市町の中心などが結ばれるように順次道路ネットワークが拡充されてきている。

また、淡路ふれあい公園（緑町）、県立淡路香りの公園（一宮町）など大規模な公園が開設されており、昭和 60 年に淡路町と東浦町に県立淡路島公園、平成 14 年に国営明石海峡公園淡路地区等が開設された。

生活排水については、地域の事情に応じて公共下水道などが整備されつつあり、生活排水処理率は平成 12 年度末で約 30.8%となっている。

また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災は、本地域に大きな被害をもたらしたが、土地区画整理事業（北淡町）、街路整備事業（津名町）、密集住宅市街地整備促進事業（北淡町、一宮町、東浦町、五色町）などの震災復興事業を、官民一体となった懸命な努力で着々と復興の実をあげて現在に至っている。

【洲本】

昭和 60 年に神戸淡路鳴門自動車道（洲本インターチェンジ～津名一宮インターチェンジ間）が開通し、洲本インターチェンジが開設された。昭和 62 年には、神戸淡路鳴門自動車道（西淡三原インターチェンジ～洲本インターチェンジ間）が開通した。また、平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、高速バスが運行開始し、洲本バスセンターが整備された。洲本インターチェンジと接続する国道 28 号洲本バイパスが部分開通し、その他の都市計画道路も整備・拡充されてきているが、都市計画道路の整備率は 49.5%である。

公園については、国立公園（3 地区、901ha 指定済）、都市公園（4 箇所、10.27ha）があるが、中心市街地での整備水準は低い。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 26.1%である。

土地区画整理事業は、宇原大坪地区において実施されている。

【津名】

昭和 60 年に神戸淡路鳴門自動車道（洲本インターチェンジ～津名一宮インターチェ

ンジ間)が開通し、津名一宮インターチェンジが開設された。また、平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、津名一宮インターチェンジ以北が開通した。

また、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた志筑地区では、震災復興として都市計画道路などが整備された。

昭和 46 年より、臨海部で埋め立てが開始され、志筑地区と塩田地区は昭和 59 年、佐野地区は平成 4 年、生穂地区は平成 12 年に竣工した。

公園等については、埋め立て地や市街地周辺部において整備が進められている。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 27.6% である。

【淡路・東浦】

平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、淡路インターチェンジ、東浦インターチェンジが開設され、アクセス道路についても整備された。これに伴い、高速バスが運行開始し、東浦ターミナルパークなどが整備された。

昭和 60 年に県立淡路島公園が部分供用され、平成 14 年に国営明石海峡公園が開設された。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 77.7% である。

【北淡】

平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、北淡インターチェンジが開設され、アクセス道路についても整備された。また、あわせて町全体の道路ネットワークの拡充を行っている。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 25.2% である。

また、平成 7 年の阪神・淡路大震災は、多大な被害をもたらしたが、既成市街地において土地地区画整理事業(富島地区)、密集住宅市街地整備促進事業(育波地区・室津地区)及び漁業集落環境整備事業(野島地区・浅野地区)により、道路、公園、防災施設等の整備を図っているところである。

【緑】

昭和 62 年の神戸淡路鳴門自動車道(洲本インターチェンジ~西淡三原インターチェンジ間)が開通し、緑パーキングエリアが設置された。

また、緑パーキングエリアに隣接して淡路ふれあい公園が整備されている。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 21.6% である。

【西淡】

昭和 60 年の神戸淡路鳴門自動車道(鳴門北インターチェンジ~西淡三原インターチェンジ間)が開通し、淡路島南インターチェンジ及び西淡三原インターチェンジが開設された。また、昭和 62 年に神戸淡路鳴門自動車道(西淡三原インターチェンジ~洲本インターチェンジ間)が開通した。平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、高速バスが運行開始し、陸の港西淡(バスターミナル)が整備された。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 12.3% である。

【南淡】

昭和 60 年に神戸淡路鳴門自動車道(鳴門北インターチェンジ~西淡三原インターチェンジ間)が開通した。平成 10 年の神戸淡路鳴門自動車道の全線開通により、高速バスが運行開始し、福良バスターミナルが整備された。

生活排水については、公共下水道等の整備を行っており、生活排水処理率は 13.1%である。

(2) 都市計画の課題

ア 「公園島淡路」実現のための自然の活用と修復

本都市計画区域においては、淡路地域の恵まれた自然環境が、無秩序な開発により損なわれることのないよう、また質の高いリゾート地としても整備されていくため、平成元年に「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」が制定され、平成 6 年に全県条例として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」が制定されたことに伴い、「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」は「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に移行した。

また淡路地域は、阪神間に近接する地理的条件から、山地において海上空港埋め立てなどの土砂採取が行われており、「公園島淡路」実現のため、その跡地において周辺環境と調和した活用や景観などの回復などが必要となっている。

その先導的な取り組みとして、淡路花博「ジャパンフローラ 2000」が開催された会場において、最新の緑化技術により美しい自然が回復されている。

イ 島内の交通ネットワークの拡充

淡路地域における交通は、バスや自家用車が主な交通手段として重要な役割を果たしてきたところである。神戸淡路鳴門自動車道の全線開通による観光客や大型車の増加及びモータリゼーションの進展等による交通量の増大により、今後とも、自動車交通に依存する傾向はより大きくなっていくと考えられる。

このため、本都市計画区域においては、増大する交通需要に対処するとともに、更なる地域間交流の拡大や都市機能の相互補完性の拡大を図るため、高速道路を骨格とした国道、県道、市町道からなる体系的な道路ネットワークの整備・充実を図っていく必要がある。

また一方では、環境保護の観点等から自転車の利用促進、今後の高齢化社会への対応から歩道等の公共空間のバリアフリー化が求められており、これらに対応した自転車歩行者道の整備も必要である。

ウ 定住可能な環境づくり

淡路地域の人口は、東浦町、緑町などにおいて増加しているものの、その他の市町では現状維持もしくは微減傾向にある。今後、少子高齢化の進行や若年層の都市への人口流出（社会減）により更なる人口減少が進み、地域の活力の低下や地域コミュニティの維持が困難となることが予想される。

このため本都市計画区域においては、価値観の多様化に対応しつつ、若者世代等の定住を促進していくことや、高齢化に対応した都市施設整備による、良好な住環境の形成など、文化、産業、人のネットワークによる魅力あるまちづくりを総合的に進めていくことが必要である。

エ 阪神・淡路大震災からの復興と災害に強い都市づくり

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災は淡路地域の北部を中心に家屋の全壊 3,460 棟、半壊、半焼 5,323 棟、死者 62 名、負傷者 1,266 名という多大な被害を全島にもたらした。この震災を教訓として、自然の大きな力を痛感し、自然への畏敬の念を抱きつつ、今後のまちづくりを推進していく必要がある。

また淡路地域の一戸建及び長屋住宅の約 71%が、接道不良住宅（未接道又は 4m 未満の道路に接道する敷地）であるなど、既成市街地の住宅地を中心として、細街路が前面道路となってい

る。特に、淡路地域では、かつての城下町（洲本市）や漁村が多く、こうしたことから本都市計画区域においては、密集した市街地の形成や道路整備の遅れなど防災上の課題も残されており、今後も安全・安心のまちづくりへの取り組みを推進し、一層の災害に強いまちづくりを推進していくことが必要である。

(3) 都市計画の目標

ア 都市計画の基本理念

平成 13 年に 21 世紀兵庫長期ビジョンで淡路地域の将来像として描かれた「淡路地域ビジョン」が策定された。

これは、島の個性や自然を活かし、暮らしやすい人間サイズの地域づくりにむけて“近き人喜ばば遠き人来る”島づくりを念頭に「人と環境とのかかわりについての新たな選択」「内発的発展と独自の尺度づくり」「淡路のもてるもの、しくみの読み替え」の3つを「淡路島づくりの理念」としたものである。

これらの考え方を踏まえ、以下に本区域における都市づくりの基本理念と基本目標を示す。

基本理念

『花と緑に恵まれた豊かな自然環境と伝統文化をかけがえのない財産として大切にしながら、それらが息づく産業により、活みなぎる淡路地域を創造する。また、豊かな自然や文化とのふれあいなどを通じた様々な交流を育み、全ての人々がいきいきと安全で安心して暮らし続けられる淡路地域を創る。』

なお、都市づくりにあたっては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべく、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る。

(イ) 基本目標

a 花と緑の公園島淡路

本都市計画区域では、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の精神を堅持するとともに、「公園島淡路」実現を目標に、憩いと交流の場として“世界に開かれた公園島”の創造を、住民と地域社会との協働のもと推進していくことが重要となる。

淡路島の豊かな海や山の自然景観に加え、棚田などの先人の生業が築きあげた美しい景観を大切にしながら、緑豊かな自然環境を維持、活用することにより、自然と人の調和した美しい地域づくりを推進し、豊かな緑、美しい景観、伝統ある歴史と文化、特色ある地域産業などの特性に磨きをかけ、アメニティ豊かな生活環境の形成と、世界に開かれたにぎわいのある多彩な交流空間の形成を目指す。

b 地域の交流を支える都市基盤づくり

本都市計画区域においては、神戸淡路鳴門自動車道全通などによる観光客の増加や地域間の交流の増加を支え、地域内の都市機能の相互補完性の拡大に対応した都市基盤整備を推進する。また、大型車の増加やモータリゼーションの進展等による交通量増大に対応した道路網の整備・充実を図り、少子高齢社会の到来を踏まえ、行政はもとより、住民や地域社会の協働のもとに、人々の生活を支える都市施設等のバリアフリー化を進める。

さらに、豊かな自然や伝統産業を活用した観光等をはじめとする個性ある地域産業、高速道路ネットワークによる京阪神や四国方面との連携など本地域の立地特性を活かし、交流型産業や健康・福祉などをキーワードとした新たな産業の振興を支える都市基盤の整備により、多角的な地域整備を推進する。

c 地域の活性化に資する魅力あるまちづくり

本都市計画区域においては、長い歴史を通じて培われてきた生活様式や暮らしぶりを基礎に、バリアフリーの推進など安心して生活することができるまちづくりを進める。また、若者世代等の定住やUJターンを受け止めるため、地域に根ざす既存産業の利活用を図り、地域の伝統への理解を深めつつ、自然的環境と調和した、ゆとりある新たなライフスタイルなども可能とする住宅地整備を進める。

d 震災を教訓とした安全・安心なまちづくり

淡路地域に多大な被害をもたらした阪神・淡路大震災からの復興に取り組むとともに、本都市計画区域において震災の教訓を踏まえ、密集した市街地での防災機能の向上を図る道路の拡幅やオープンスペースの確保や災害時における陸上緊急輸送路のネットワーク強化など、住民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(ア) 人口

本都市計画区域の将来（平成 22 年）におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

都市計画区域内人口	平成 12 年	平成 22 年
洲本	41.2 千人	おおむね 42 千人
津名	15.3 千人	おおむね 16 千人
淡路・東浦	15.6 千人	おおむね 15 千人
北淡	9.2 千人	おおむね 9 千人
緑	6.2 千人	おおむね 6 千人
西淡	12.5 千人	おおむね 13 千人
南淡	18.1 千人	おおむね 19 千人

産業

生産規模については、今後の参画と協働による様々な取り組みや県及び関係市町における政策効果も考慮し、製造品出荷額等、年間販売額ともに増加することが考えられ、就業構造については、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少するのに対し、第 3 次産業は増加し、第 3 次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造、主要な都市機能の配置方針

都市計画区域マスタープランを広域的な観点から基本的な方向性を示すため、淡路地域の将来の成り立ちを表す。このため、都市機能が集積する「拠点」、それらを結びつける「軸」、並びに、森林等の連続した自然的環境である「緑の骨格」の 3 つの要素による都市構造を設定する。

(ア) 淡路地域における拠点

- ・中心都市拠点：洲本市の中心市街地を中心都市拠点と位置づけ、淡路地域全体を対象とした商業・業務、サービスなど都市機能の整備を図る。
- ・都市拠点：洲本市以外の町の中心市街地を都市拠点と位置づけ、交通ターミナル機能、商業・業務・サービス等機能の充実を図る。

・特定都市機能拠点：国営公園・県立公園、文化レクリエーション拠点、広域防災拠点を特定都市機能拠点と位置づけ、各機能の充実を図る。

(イ) 淡路地域における軸

・広域連携軸：神戸淡路鳴門自動車道を広域連携軸と位置づけ、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図る。

・地域内連携軸：各市町を結ぶ幹線道路を地域内連携軸と位置づけ、本地域内における連携と広域連携軸へのアクセス強化を図る。

(ウ) 淡路地域における緑の骨格

・緑の骨格軸：地域の骨格をなす森林等を緑の骨格軸と位置づけ、自然景観形成や防災、自然環境保全など、さまざまな役割を果たす自然的環境の保全・創造を図る。

3 区域区分の有無

淡路地域は、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は類推しがたい。また、当該地域の特性を踏まえた都市計画の目標の実現にあたり、また、独自の条例等による地域の特性を活かしたまちづくりを支援する視点から、それぞれの地域の実情に応じて、よりゆるやかな土地利用誘導を行うことが適当であると考えられる。

このため、県としては、広域的、包括的な土地利用の誘導、規制手法である区域区分の都市計画を定めない。

4 基本の方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 土地利用の基本方針

本地域の特徴である花や緑といった豊かな自然環境、優良な農地、都市的土地利用の健全な調和を図り、潤いと安らぎある生活環境を確保するとともに、神戸淡路鳴門自動車道全線開通等による交通条件の向上がもたらす開発インパクトに対し、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」による土地利用、緑の保全、景観への配慮などの緩やかな規制誘導を行う。

また、地域のあるべき姿を実現する手段として、地区の個性を活かした魅力あるまちづくりを支援する観点などから、利用目的によって建築物などについて必要な制限を課すことにより土地の合理的な利用を誘導すべき区域については、用途地域制度の活用により、土地利用の健全な発展と秩序ある整備を図る。

さらに、用途地域を補完する制度として、地区計画、特別用途地区、防火・準防火地区等の活用により地区の特性に応じたきめ細かな規制誘導を図る。

イ 主要用途の配置の方針

商業・業務地

淡路地域の中心市街地である洲本市や、津名町などの既存商店街において、商業核としての活性化を図るとともに、新規商業施設の配置など新たな商業核の整備を図る。また、市街地周辺の国道等の幹線道路沿道においては、緑地やオープンスペースの確保などによる沿道緑化や建物修景などにより周辺地域に配慮した沿道型商業地の形成を図る。

(イ) 工業地

淡路地域における特徴としては、小規模から中規模程度の工場が比較的狭い地域にまとまりを形成しているところにあり、洲本市、緑町などに電機関係の工場、五色町に縫製関係の工場、西淡町に粘土瓦、一宮町に線香、南淡町に手延べ素麺などの既存の地場産業が立地している。これらの立地条件の充実を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した産業基盤の整備の充実を図る。

(ウ) 流通業務地

神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、阪神都市圏、四国方面等を対象とした流通施設の配置を図る。

(エ) 住宅地

海や農地、山林等の豊かな自然的環境と調和したゆとりと潤いある良好な住宅地の配置を図る。

また、京阪神都市圏への通勤者を対象とした住宅地や、UJターンや世帯分離等に対応した住宅地など、地域のニーズに対応した新たな住宅地の形成を図る。

【洲本】

商業・業務地

既存商店街及びその周辺において社会基盤施設などの整備・充実を図る。また、内港埋め立て地を含む周辺地区を新都市ゾーンとして商業・業務機能の集積を促進するとともに、相互のネットワーク化を図る。また、国道 28 号沿いにおいて、周辺環境に配慮した商業・業務地の配置を図る。

流通業務地

神戸淡路鳴門自動車道洲本インターチェンジの周辺において、交通条件を生かしつつ、京阪神都市圏、四国方面等を対象とした流通業務地の配置を図る。

(ウ) 住宅地

中心市街地周辺において、都市基盤施設の整備を推進し、良好な住宅地の配置を図る。

【津名】

商業・業務地

業務地は志筑地区に集中しており、当地区における都市機能の充実を図る。

また、商業地は志筑新島に立地する大規模商業施設が町の商業環境において中心的役割を果たしており、そういった商業環境を最大限活用するとともに既存商店街における商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 工業地

明石海峡大橋の開通による交通利便性の向上、大阪湾ベイエリアの中での立地特性、社会経済動向を勘案し、臨海部及び埋め立て地において、基盤整備の充実などによる工業地の配置を図る。

(ウ) 住宅地

臨海部から平地部に広がる既存市街地とその周辺の新市街地において、適切な土地利用計画に基づく良好な居住環境の形成を図る。さらに新市街地においては、周辺環境と調和した居住環境の形成を図る。

【淡路・東浦】

商業・業務地

中心市街地である淡路町の岩屋地区と東浦町の仮屋地区においては、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 住宅地

既成市街地では、都市基盤整備により、良好な居住環境の形成を図る。また、新市街地については、都市基盤整備を図るとともに、計画的な市街地形成を図る。また、背後の緑景観との調和を図りながら、良好な居住空間を整備する。

【北淡】

(ア) 商業・業務地

富島地区が本区域の商業・業務地の中心であることから、富島地区の県道及び中道周辺において商業地・業務地の配置を図る。

(イ) 住宅地

既成市街地においては、社会基盤施設の整備により良好な住環境の形成を図る。中心市街地である富島地区については、本町の顔にふさわしい住環境の整備を図る。

また、既成市街地周辺において周辺環境との調和に配慮しながら新市街地の配置を図る。

【緑】

(ア) 商業・業務地

役場周辺の中心市街地において、商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 工業地

区域東部、広田市街地南部の工業地については、工業系の施設の集団化などにより、自然環境と調和した活力ある工業地の配置を図る。

(ウ) 住宅地

広田地域や倭文地域において、既成市街地の社会基盤施設の充実を図るとともに、新市街地としての住宅地の計画的な配置を行う。

【西淡】

(ア) 商業・業務地

役場周辺の中心市街地において、既存の商店街等のストックの活用と更新により、商業・業務機能の充実を図る。

(イ) 工業地

新港周辺に、基盤整備の充実などによる工業地の配置を図る。

(ウ) 住宅地

若者などの定住に向けて、中心市街地の周辺において計画的に良好な住宅地の開発を促進する。また、既成市街地では、居住環境の向上により快適で安全な住宅地の形成を図る。

【南淡】

(ア) 商業・業務地

福良地区及びその周辺を商業・業務の中心地とし、既存の商店街等のストックの活用と更新により機能の充実を図る。

(イ) 工業地

福良港周辺において、基盤整備の充実などによる工業地の配置を図る。

(ウ) 住宅地

福良地域などの既成市街地において、社会基盤整備により良好な住宅地の配置を図る。また、潮美台地区では、新市街地として豊かな自然環境と調和したゆとりと潤いある良好な住宅地の配置を図る。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

本地域では、地域特有の自然景観である慶野松原や鳴門の渦潮、北中部の山間地の棚田や灘黒岩の水仙郷など、人と自然の繋がりが深く感じられる自然的環境が見られる。

このため、本地域においては、「公園島淡路」実現を目指すとともに、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「人と自然と文化が調和した地域づくり」という考え方を踏まえ、花、緑、海など淡路地域の個性ある景観などに配慮しつつ、自然的環境の維持、活用を図る。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

環境保全系統

淡路地域を代表する自然景観を形成する緑や、野生生物の生息する山地や丘陵地の森林、河川等を本地域の緑の骨格として位置づけ、保全を図る。また、森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域を、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、保全を図る。

景観形成系統

諭鶴羽山地や津名丘陵等の森林、四方に広がる自然海岸や田園等の美しい眺望や優れた風景などの景観を基本としつつ、その保全、整備を図る。

地域の骨格となるスカイラインを形成する森林など淡路地域の景観形成上重要な要素として保全を図るべき区域を、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、保全を図る。また、大和島や江井の明神崎のイブキや成ヶ島のハマボウなど地域特有の景観要素となる貴重種の保全を図る。

土砂採取などの跡地においては、周辺の自然環境や自然景観と調和した回復・活用を図る。

【洲本】

風致地区や国立公園に指定された地域、本区域を象徴する緑地である三熊山や先山、また、野生生物の生息する場ともなっている柏原山を本区域の緑の骨格及び自然環境資源として位置づけ、保全、整備を図る。

また、農村風景の美しさを構成する田畑や森林については、自然環境と調和した景観づくりを進めるため、維持保全に努める。

【津名】

山地や海岸等を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、保全、整備を図る。また、良好な景観を形成する市街地、集落地の背後の自然緑地の保全に努める。

土砂採取によって失われた緑を植樹等によって再生し、周辺の良好な自然環境と共生し、環境にやさしく、住民や訪れる人々の心と体の健康を育む空間を形成していく。

【淡路・東浦】

山地の森林や国立公園に指定された地域等の豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、保全、整備を図る。

また、良好な景観を形成する市街地、集落地の背後の自然緑地の保全に努める。

【北淡】

山地の森林や国立公園に指定された豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、保全、整備を図る。また、良好な景観を形成する市街地、集落地の背後の自然緑地の保全に努める。

【緑】

北部から南部にかけての丘陵及び山地の豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、保全、整備を図る。

【西淡】

山地の森林や国立公園に指定された慶野松原、鳴門岬等の豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、保全、整備を図る。

【南淡】

諭鶴羽山地や丘陵部の豊かな自然環境を本区域の緑の骨格及び自然景観資源として位置づけ、開発を抑制するなど積極的な保全を図る。また、良好な景観を形成する市街地、集落地の背後の自然緑地の保全に努める。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

円滑な都市活動及び良好な都市環境を確保するとともに、神戸淡路鳴門自動車道全線開通に伴う新たな人・ものの流れを的確に受け止め、更なる交流の拡大を図るため、国道や県道を中心とした道路網の整備・充実、交通結節点の機能向上及び高速バス・路線バスの利用促進策を進める。また、本地域の島という地形上の特性から、これら陸上交通と洲本、津名、岩屋、福良等における海上交通との連携強化を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

道路

土地利用、交通などの現状及び将来の見通しや道路の機能を勘案し、淡路島の観光スポットやバスターミナル・港湾等の交通拠点相互を連絡するとともに、災害にも強く代替性のある道路網の形成を、以下の方針により図る。

a 自動車専用道路

広域交通を担い、本地域と本州、四国方面との連絡強化を図る神戸淡路鳴門自動車道の利活用を促進するとともに、紀淡連絡道路の構想など大阪湾ベイエリアの環状化をめざす。

b 主要幹線道路、幹線道路

本地域内の各市町相互の連携や神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス機能などを強化するため、国道、県道などの主要幹線道路・幹線道路の整備・充実を図る。

c その他の道路

幹線道路の機能を補完するとともに、沿道における土地利用を図れるよう補助幹線道路等の整備を推進する。また、歩行者空間を確保し、安全で快適な、ゆとりある交通環境の形成を図る。

港湾（海上交通）

洲本、津名、岩屋等における海上交通や福良の観光など各港の特性に応じた港湾整備を進める。

【洲本】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である国道 28 号、都市計画道路国道線を中心に主要地方道洲本南淡線、主要地方道洲本五色線等の幹線道路網の形成の整備・充実を図る。

【津名】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である国道 28 号、主要地方道津名一宮線を中心に、主要地方道津名五色三原線等の幹線道路網の整備・充実を図る。

【淡路・東浦】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線を中心に主要地方道北淡東浦線等の幹線道路網の整備・充実を図る。

【北淡】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である主要地方道福良江井岩屋線及びその他幹線道路網の整備・充実を図る。

【緑】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である国道 28 号を中心に、一般県道洲本西淡線等の幹線道路網の整備・充実を図る。

【西淡】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である主要地方道福良江井岩屋線を中心に主要地方道南淡西淡線等の幹線道路網の形成を図る。

【南淡】

本区域と阪神方面、四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス道路の充実を図るとともに、本区域の主要幹線道路である国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線を中心に主要地方道南淡西淡線、主要地方道洲本南淡線等の幹線道路網の整備・充実を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

公園や緑地について、自然環境の保全・活用を図りながら、「公園島淡路」の実現のため、更なる整備・充実を図る。

生活排水について、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、地域の事情に応じた処理場の建設及び管渠の整備の更なる促進を図る。

河川について、流域の開発状況及び緊急度を考慮するとともに、生態系の保全や再生を進めるとともに川と海が一体となった河川環境の整備を図り、自然の魅力の向上を目指す。

景観について、本地域の豊かな自然環境や歴史的特性などを活かしたまちなみ景観の形成を図る。

イ 主要な施設等の配置、整備の方針

(ア) 公園・緑地

a 環境保全系統

国営明石海峡公園などの大規模公園や緑地においては、既存の地形や植生等を活かすとともに、暖地性の自然植生に配慮したまとまりある樹林地等を確保する。また、環境保全型緑地として、あわじ石の寝屋緑地（淡路町）の整備を図る。

市街地や集落における公園・緑地、社寺林などの緑については、良好な都市環境の形成に寄与する自然的環境として保全・整備を図る。

街区公園等スポット的な公園においても、地域性樹種など地域の特性を活かした植栽を行う。

b レクリエーション系統

「公園島淡路」の実現のため、国営明石海峡公園、県立淡路島公園、県立淡路佐野運動公園、淡路ふれあい公園、県立淡路香りの公園等の大規模な公園の整備・充実を図る。

また、日常的なレクリエーション活動に対しては、歩いていけるような住区基幹公園等
適正配置を図る。

また、広域的なスポーツ、自然散策等については、都市人口、交通条件、都市施設の配置等を勘案しつつ、都市公園の適正な配置を図る。

c 防災系統

地震、火災、水害等の都市災害に対しては、広域的な防災活動拠点をはじめ、緊急避難地や地域における復旧・復興活動の拠点となる公園、及び緊急物資の集配場所などの段階的・系統的な配置を図る。

d 景観形成系統

市街地内に散在する緑や海岸等の緑地については、都市の骨格を形成し、都市景観上重要な緑地として位置づけ、その整備・充実を図る。また、市街地内等でランドマークやシンボルマークとなる社寺などの史跡や文化財等と一体となった緑地及び丘陵地等について、積極的に整備・充実を図る。

また、新たな住宅団地の整備等においては、既存の地形や植生に配慮した公園・緑地の配置を図る。

【洲本】

a 環境保全系統

市街地において自然環境に配慮した公園整備を図る。

b レクリエーション系統

三熊山等において、レクリエーション機能の充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【津名】

a 環境保全系統

市街地の公園において緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

県立淡路佐野運動公園、生穂緑地、パラナグア公園等において、レクリエーション機能の充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【淡路・東浦】

a 環境保全系統

国営明石海峡公園やあわじ石の寝屋緑地等において、豊かな自然環境の保全を図るほか、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

国営明石海峡公園、淡路島国際公園都市やあわじ花さじきを住民のみならず、広域的な利用にも資するレクリエーション機能を有する広域公園として位置づける。

淡路町の中心に、遊び、憩い、レクリエーションなどの拠点となる県立淡路島公園の整備を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

また、学校等のオープンスペースを公園に準ずる公共空地と位置づけ、公園の補完的な機能を有する施設として活用する。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【北淡】

a 環境保全系統

恵まれた森林空間や水辺空間をはじめとする自然を活かした公園・広場の整備を図る。

b レクリエーション系統

浅野公園をはじめとする、遊び、憩い、レクリエーションなどの拠点となる自然ふれあい型公園の充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流

出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【緑】

a 環境保全系統

丘陵地等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、市街地の公園においても緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

淡路ふれあい公園において、レクリエーション機能の充実を図る。南部の初尾川ダム周辺は、豊かな自然を活かした憩いの場としての森林公園の整備を図る。

さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【西淡】

a 環境保全系統

市街地の公園において緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

本区域の中心に、遊び、憩い、レクリエーションなどの拠点となる中央公園の整備を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

【南淡】

a 環境保全系統

市街地の公園において緑の確保による自然環境の保全、創造を図る。

b レクリエーション系統

公園・緑地においては、レクリエーション機能の充実を図る。また、さらなる公園の充実のために、市街地における居住区域の拡大等に合わせ、社寺林など既存の緑地を生かしながら、適正な公園整備を図る。

c 防災系統

山林においては、「森林計画」、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を活用し、土砂流出、崩壊防止等のため、乱開発の防止を図る。また、面的整備事業の予定地においては、災害時の避難拠点としての公園・広場等の確保を図る。

d 景観形成系統

市街地におけるオープンスペースの確保等により、ゆとりと潤いのある都市景観の形成を図る。

(イ) 下水道・河川

下水道については、公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽により、地域全体で管渠、処理場の整備など生活排水処理計画に基づく整備の推進を図る。

河川については、河川整備計画に基づき、治水安全度の向上を図るため河川改修を促進するとともに、地域景観との調和を考慮した、水に親しみ、ふれあえる水辺空間を創出する。また、水生動物の生息環境や植生など自然的環境の保全と整備に努めるものとする。なお、整備にあたっては住民とのコミュニケーションを推進することにより、住民意見を反映した川づくりに努め、地域にとって愛着のある河川づくりを進める。

【洲本】

下水道については、洲本市生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【津名】

下水道については、津名町生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【淡路・東浦】

下水道については、淡路町生活排水処理計画、東浦町生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【北淡】

下水道については、北淡町生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【緑】

下水道については、緑町生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【西淡】

下水道については、西淡町生活排水処理計画に基づく下水道整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

【南淡】

下水道については、南淡町生活排水処理計画に基づく整備を推進する。

河川については、未改修部分を中心に改修事業を進める。改修にあたっては、親水空間として活用されるよう、自然素材を取り入れるなど潤いある空間形成に努める。

廃棄物処理施設等

施設整備については「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、適正な設置を推進していく。なお、一般廃棄物については、域内での処理が原則とされることから、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【洲本】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【津名】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【淡路・東浦】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【北淡】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【緑】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【西淡】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

【南淡】

廃棄物については、「兵庫県ごみ処理広域化計画」に基づき、処理施設の整備を進める。

ウ 都市景観の形成方針

地域景観の骨格となっている山並み、自然海岸、社寺林や農地などの維持保全を図りつつ、それらの自然景観と都市景観との調和を考慮するとともに、洲本城趾周辺や寺町などでは、地区の歴史的特性に応じたまちなみ景観の形成を図る。

また、比較的小規模な農漁村においては、海岸や山地など背景となる自然景観との調和を図りつつ、農地や漁港等の地域の特性を活かした集落景観の形成を図る。

【洲本】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、個性ある都市景観の形成を図る。

【津名】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、個性ある都市景観の形成を図る。

国指定重要文化財の東山寺「薬師如来像」「十二神将立像」をはじめとして、有形・無形の文化財が多く、淡路最古の寺院跡である「志筑廃寺」遺跡の発掘をすすめているところであり、

これら貴重な文化財とその背景となる自然が一体となった景観形成を図る。

【淡路・東浦】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、地域の特性や市街地の歴史的な形成過程を考慮した特色ある都市景観の形成を図る。

【北淡】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、個性ある都市景観の形成を図る。

【緑】

山地や丘陵地、河川等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、個性ある都市景観の形成を図る。

【西淡】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、美しい瓦を生かした景観の市街地形成を図る。

【南淡】

山地や丘陵地、河川、海岸等から構成される自然景観との調和に配慮しつつ、個性ある都市景観の形成を図る。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

淡路地域では、洲本市の中心市街地や漁村集落などで、密集した市街地の形成や道路整備の遅れなどの課題を抱えている。このため、既成市街地においては、市街地整備を進めつつ、自然的環境及び歴史的文化的遺産との調和に配慮しながら商業・業務等の中心地並びに都市施設の未整備な住宅地等を再整備し、都市機能及び居住環境の向上を図る。

イ 市街地整備の方針

(ア) 地区の特性に応じたオープンスペースや道路を備えた計画的な市街地の整備を進める。

(イ) 漁村集落の密集市街地においては、道路幅員やオープンスペースの確保など住環境の改善を進める。

【洲本】

大型商業施設等と商業・業務機能の相互のネットワーク化により中心市街地を整備・拡充し、住環境整備を促進する。

洲本インターチェンジ周辺においては、計画的な土地利用に対応した社会基盤整備を行う。

【津名】

埋め立て地を新市街地として位置づけ、その活用を図るとともに、既成市街地及びその周辺の新市街地も含めて、各々の地域に応じた社会基盤整備により古いまちと新しいまちが共存するように、周辺環境及び相互の環境が調和した市街地の形成を図る。

【淡路・東浦】

既成市街地について、地域に応じた事業などにより、道路や公園などの社会基盤施設の整備により、良好な市街地整備を図る。また、新市街地について、周辺環境と調和した計画的な市街地整備を図る。

【北淡】

中心市街地である富島地区において、震災復興土地区画整理事業による市街地整備を推進する。また、震災復興土地区画整理事業と連携して漁港整備や海岸埋め立て地の活用を図る。

【緑】

既成市街地では、狭あい道路の道路拡幅などの市街地整備を進め、新市街地では都市機能の充実した整備を進めるとともに、それぞれが共存する調和のとれた良好な環境の市街地形成を図る。

既成市街地周辺において土地区画整理事業等により、周辺環境と調和した市街地整備を図る。

【西淡】

市街地での生活利便性の向上と住環境の安全性の確保を図るため、豊かな自然環境との調和に配慮した都市基盤施設の整備を推進する。

【南淡】

市街地や漁村集落等において、生活利便性の向上と住環境の安全性の確保を図るため、豊かな自然環境との調和に配慮した都市基盤施設の整備を推進する。

(6) 都市防災に関する方針

阪神・淡路大震災や過去の水害、土砂災害等の教訓を活かし、近く予想される東南海・南海地震にも備えた災害に強いまちづくりを推進する。また、災害時における安全を確保するため、兵庫県地域防災計画と整合しつつ、以下の方針で対策を講じる。

ア 防災拠点の整備とネットワーク化

都市災害による被害を最小限にとどめるとともに、避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、地域防災拠点等を系統的に配置する。さらに、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化することにより、快適な環境空間や市街地内のオープンスペースなどを確保し、自然災害発生時の防災機能を高める。特に漁村集落等の密集市街地においては、道路の幅員拡幅やオープンスペースの確保などによる、防災性の向上を図る。

イ 建築物の耐震・不燃化

公共建築物等の不燃化・耐震化を促進し都市の不燃化及び耐震化を推進するとともに、建築敷地内の緑化等を進め、火災の延焼防止を図り都市の防災性の向上を進める。

ウ 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じて宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

エ 治水対策の推進

将来の都市化による河川への雨水流出量の増大に備え、治水対策を推進するとともに、流域の保水、遊水機能の維持・増進を図るため、貯留浸透機能をあわせて持つ施設の整備、誘導を図る。

【洲本】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、洲本川等における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

適地での広域防災拠点の配置を検討するとともに、広域輸送拠点の配置を図る。また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【津名】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、志筑川等における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【淡路・東浦】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、茶間川、浦川等における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

広域防災拠点である淡路島国際公園都市の活用を図る。また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【北淡】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、未改修河川における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【緑】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、初尾川等における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【西淡】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、三原川、大日川、倭文川等における河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

【南淡】

本区域においては、以下の整備を図る。

ア 河川・砂防等の整備

大雨時における河川の氾濫やがけ崩れなどの都市災害への対策として、緊急度に応じて、河川整備や土砂災害危険箇所における砂防関係事業等の対策を進める。

イ 災害に強い市街地整備

狭あい道路や密集住宅地などが残されている市街地では、防災上の課題を抱えている。従って、今後の市街地整備にあたっては、道路や公園といった社会基盤整備等において、防災面からも十分に配慮した計画的な整備を行う。

また、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的立地誘導を行う。

5 主要な都市計画等の指針

基本の方針を踏まえ、社会基盤整備プログラム及び市町の都市計画に関する基本的な方針等に基づく計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 自然的環境に関する指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な緑地は、次のとおりとする。

・地域制緑地

種別	名称	箇所
【洲本】		
公園	由良集団施設地区	洲本市成ヶ島、生石

(2) 都市交通に関する整備の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な交通施設は、次のとおりとする。

ア 道路

・主要幹線、幹線道路

路線名・工区名	箇所	概要
【洲本】		
(国)28号 洲本バイパス	洲本市炬口～納	L=6,000m W=16.0m バイパス
(主)洲本五色線	洲本市桑間	L=350m W=14.0m バイパス
(主)洲本五色線	洲本市上加茂～三木田	L=1,900m W=11.0m バイパス
(主)洲本南淡線	洲本市由良	L=310m W=10.0m バイパス
(主)洲本五色線	洲本市中川原町	L=260m W=8.75m 現道拡幅
(一)下内膳物部線	洲本市上加茂	L=964m W=14.0m バイパス
【津名】		
(主)津名五色三原線	津名町大町上～木曾下	L=1,070m W=11.5m バイパス等
【淡路・東浦】		
(主)福良江井岩屋線	淡路町岩屋	L=2,209m W=13.0m バイパス
(主)北淡東浦線	東浦町久留麻	L=1,200m W=11.0m 現道拡幅等
【北淡】		
(主)福良江井岩屋線	北淡町小倉	L=400m W=10.75m 現道拡幅
(主)福良江井岩屋線 大川橋	北淡町大川	L=12m W=10.75m 橋梁
【緑】		
(一)洲本西淡線	緑町広田	L=1,080m W=10.0m 現道拡幅等
(一)広田洲本線	緑町広田	L=240m W=9.25m 現道拡幅等
【西淡】		
(主)南淡西淡線	西淡町阿那賀	L=440m W=10.0m バイパス
(主)南淡西淡線	西淡町湊～阿那賀	局部改良
【南淡】		
(主)洲本南淡線	南淡町灘黒岩～灘大川	L=2,442m W=7.0m 現道拡幅等

(主)洲本南淡線	南淡町阿万～賀集	L=7,820m W=15.0m バイパス
----------	----------	--------------------------

(3) 都市環境に関する都市計画等の指針

ア 公園・緑地

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園・緑地等は、次のとおりとする。

種別	名 称	箇 所
【洲本】		
公園	洲本城跡（三熊山）	洲本市三熊山
【津名】		
緑地	生穂緑地	津名町生穂新島
公園	県立淡路佐野運動公園	津名町佐野
【淡路・東浦】		
緑地	県立あわじ石の寝屋緑地	淡路町岩屋
公園	国営明石海峡公園	淡路町、東浦町
公園	県立淡路島公園	淡路町、東浦町
【北淡】		
公園	小倉公園、薬師公園、大歳公園、住吉公園	北淡町富島

イ 下水道及び河川

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は、次のとおりとする。

種別	名称	箇 所
【洲本】		
河川	(二)洲本川水系洲本川	洲本市塩屋
下水道	洲本市公共下水道（洲本処理区）	洲本市
【津名】		
下水道	津名町公共下水道（津名処理区）	津名町
【淡路・東浦】		
河川	(二)浦川水系 浦川	東浦町浦
下水道	淡路・東浦広域公共下水道（淡路・東浦処理区）	淡路町、東浦町
【北淡】		
下水道	北淡町公共下水道（北淡処理区）	北淡町
【緑】		
河川	(二)洲本川水系 初尾川	緑町広田
下水道	緑町公共下水道（広田処理区）	緑町
【西淡】		
河川	(二)三原川水系倭文川	西淡町松帆
河川	(二)三原川水系三原川	西淡町松帆

河川	(二)三原川水系大日川	西淡町志知松帆
河川	(二)三原川水系孫太川	西淡町西路
下水道	西淡町公共下水道(津井処理区他)	西淡町
【南淡】		
下水道	南淡町公共下水道 (阿万処理区他)	南淡町

ウ 廃棄物処理施設等

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設及びその他供給施設は、次のとおりとする。

種別	名 称	箇 所
【洲本】		
汚物処理場	塩屋衛生センター	洲本市塩屋

エ 景観形成

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な景観形成事業は、次のとおりとする。

事業名	名 称	箇 所
【洲本】		
景観形成地区	洲本市古茂江海岸地区	洲本市古茂江

(3) 市街地整備に関する整備の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な市街地開発事業は、次のとおりとする。

事業名	名 称	箇 所
【北淡】		
震災復興土地区画整理事業	富島震災復興地区	北淡町富島

(4) 都市防災に関する整備の指針

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な防災施設は、次のとおりとする。

種別	名 称	箇 所
【洲本】		
砂防	寺谷川	洲本市由良
砂防	炬口南谷川	洲本市炬口
急傾斜地崩壊対策	桑間(3)	洲本市桑間
急傾斜地崩壊対策	由良江後	洲本市由良
急傾斜地崩壊対策	由良中之町(3)	洲本市由良
海岸侵食対策	内田海岸内田地区(2)	洲本市内田
海岸高潮対策	由良地区	洲本市由良
【淡路・東浦】		
砂防	東浦町釜口浜川	東浦町釜口
急傾斜地崩壊対策	橋本	淡路町岩屋
急傾斜地崩壊対策	鶴崎(3)	淡路町鶴崎

【北淡】		
海岸侵食対策	富島海岸	北淡町富島
【南淡】		
砂防	原田南谷川	南淡町福良
砂防	鳩谷川	南淡町福良
地すべり対策	灘吉野地区	南淡町灘吉野
海岸高潮対策	福良地区	南淡町福良

【主な意見等】

・委員から、河川整備計画の進捗状況について質問があった。

【採決の結果】

第 10 号議案:原案どおり可決

第 11 号議案:原案どおり可決

第 12 号議案:原案どおり可決

第 13 号議案:原案どおり可決

第 14 号議案:原案どおり可決

第 15 号議案:原案どおり可決

第 16 号議案:原案どおり可決

第 17 号議案:都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について(諮問案件)

【議案の説明】

1 見直しの背景

都市計画道路は、戦後から高度経済成長期にその多くが定められ社会経済の成長を前提に決定されたと考えられるが、昨今の経済の低成長や少子・高齢化社会の到来など近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、道路そのものの必要性等に変化が生じている区間も潜在的に存在しているものと思われる。

2 県下の都市計画道路の現状

兵庫県(神戸市を除く)において計画決定されている幹線街路の延長は約1,870kmで、その内約1,260kmが整備済、残り約610kmが未整備となっている。未整備区間の内、約6割に当たる約340kmが、都市計画決定してから30年以上経過している状況である。

3 都市計画道路網見直しの実施

以上のことから、県では、平成15年度からの2カ年で「都市計画道路網調査」を実施し、兵庫の歴史的資産を保全しながら、土地の有効活用を図ると共に、将来の交通需要に対応した「新たな都市計画道路網」を全県で策定する。

4 調査概要

1) 調査対象区域

県下の都市計画道路の存在する50市町(神戸市は除く)。

2) 概要

- ・都市計画道路網の課題を抽出し、必要性の検証を行う。
- ・見直し対象路線を抽出し、道路網の見直し方針を策定する。
- ・見直し方針に基づき、成熟社会にふさわしい新たな都市計画道路網を策定する。

3) 見直し対象となる道路

- ・都市計画道路の整備に伴い、歴史的建造物等が支障となり街並み景観が損なわれる場合。
- ・都市計画道路と並行してバイパスが整備されており必要性が薄れている場合。
- ・周辺道路網の変化、新市街地の形成等の都市構造の変遷等に伴い、交通流が変化している場合。等

5 都市計画審議会への諮問

本諮問は、この調査を進めるにあたり、都市計画道路の必要性の検証方法及び都市計画道路網の見直し方針等に関する基本的な考え方について、平成16年度秋を目途に答申を得ようとするものである。

この答申をもとに、県下の都市計画道路の存在する50市町の中から見直しの必要な市町について「新都市計画道路網」の策定作業等を進めていくものとする。

答申に盛り込まれたい事項

都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方

都市計画道路の必要性の検証方法

- ・交通需要面並びにまちづくり面から見た必要性の具体的な検証方法

都市計画道路網の見直し方針等

- ・地域特性や道路の課題特性を踏まえた見直し方針等

6 調査フロー及びスケジュール

平成15年度

- 1) 都市計画道路網の課題整理
- 2) 必要性検証方法及び交通量推計実施区域の策定
- 3) 将来交通量推計、沿道土地利用調査 等

2月審議会(中間報告)

平成16年度

- 4) 必要性の検証

9月審議会(最終答申)

- 5) 見直し対象区域の設定及び見直し方針の作成

パブリックコメント

6) 新都市計画道路網策定関係市町協議

平成17年度以降

新都市計画道路網に係る住民説明会等実施

住民合意の得られた路線から都市計画手続き着手

都市計画案の作成

都市計画決定

【主な意見等】

・委員から、見直しの対象となる道路、見直しに際しての住民に対する説明について質問があった。

【審議の結果】

都市計画審議会内に検討委員会議を設置し検討していくこととする。

スケジュールは、平成15年度第4回の審議会(2月)での中間報告、平成16年度第2回審議会(9月)をめどに答申をとりまとめることとする。

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、同センターにおいて閲覧することができます。